

午後1時2分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12番 北出寧啓君からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番 上山 忠君、11番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

専決理由につきましては、平成12年4月の人事異動に伴い、職員に2名の変動がございましたことから、介護保険事業特別会計予算に不足が生じることから、歳入歳出予算の増額補正措置が必要となりましたため専決処分をしたものでございます。

3ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,215万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,642万円とするものでございます。歳入歳出の詳細につきましては、7ページから10ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。———和気君。

19番（和気 豊君） 職員さんということなのですが、この職員を配置すべき必要性についてお示しをいただきたい。

それから、介護保険にかかわる職員の皆さんの他市の状況ですね、ちなみにお教えをいただきたい。阪南9市に限ってで結構です。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、今回専決させていただきました職員の給与でございますが、これは当初予算では7人の職員の人件費を計上いたしておりましたが、現在9名でございますので、この2名の分についての不足額を今回専決さしていただいております。

そして、4月の時点では、特にホームヘルパーの3人がケアマネジャーの資格を取ったという経過もございまして、介護保険の認定でありますとか、その辺の業務を現在行っております。そしてあと、その調査でありますとか、その辺の業務について今執行していただいているというところです。

そしてあと、この阪南地方の介護保険を担当している職員の数ですけれども、ちょっと今現在手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきますと思いますので、御了解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号））について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ8億5,116万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億3,427万9,000円とするものでございます。

その主な内容につきまして御説明申し上げます。18ページをお開き願います。

歳出でございますが、平成12年度から介護保険制度が導入されることにより、医療給付費及び医療費支給費の何割かが介護保険の方へ移行するという予測と、平成12年度の医療制度改正が7月に実施されるということで、本年度の予算額につきまして平成11年度より約13%減の見込みで計上いたしました。しかし、介護保険制度が導入されましても、高齢者人口の自然増と、当初12年7月から実施されるはずの医療制度改正の実施が6カ月おくれの13年1月とされましたため、医療費につきまして例年並みの執行見込みとなり、今回医療給付費、医療費支給費合わせて8億4,950万円の補正を、さらにレセプトの審査支払手数料につきましても、審査件数がふえ166万9,000円の補正を行うものであります。

次に、17ページにお戻り願います。歳入の補正でございますが、支払基金交付金、国庫負担金、府支出金、一般会計繰入金について、それぞれ必要額の補正を行っております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号））について御説明を申し上げます。

議案書の19ページでございます。専決理由でございますが、大阪海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、同委員会委員の補欠選挙の期日を2月22日に、その告示日を2月13日と決定されたことにより、同補欠選挙に要する経費を予算措置する必要があるため、専決処分したものでござい

ます。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億8,239万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、25ページから26ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） ただいま説明のありました報告に対して、実際この選挙はどういう結果に終わったのか、その辺の御説明。

それから、この海区漁業調整委員会委員というものの主なお仕事ですね。そういうものを御説明いただきたいのと、泉南市にその対象の市民がどういう構成でおられるのかについて御説明いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 3点の御質問にお答え申し上げます。

この選挙の結果でございますが、投票日、22日に1名の届け出がございまして、欠員が1名でございまして、結果的には1名の立候補者でございましたので、無投票当選という結果になったところでございます。

そして、第2点目の海区の仕事と申しますのは、大阪でしたら大阪湾に設置されております海区内における漁業に関する一般的事項を処理するということで、大体漁業組合関係とか海区の漁業区域の選定とか、そういういろんな委託された事項を審議するところでございます。

第3点目でございますが、人員でございますが、泉南市内にこの該当者でございますが、男が114名、女85名、計199名で、世帯数といたしましては91世帯でございます。これは平成12年の12月5日現在の対象者の数でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 一度で答弁していただいた

ら聞く必要ないんですが、無投票で当選された方の名前とか出身地とか、そういうものがあるとしますので、その御報告。

それから、泉南市内に199名おるとというのはどういう立場の人、いわゆる常識的には漁業をされておる方かなと思うのですが、この199名というのは泉南市の漁業をされておる方という理解でいいのか、そういうもののちょっと位置づけ的なことをもう少し我々にわかるようにしていただきたい。

それから、一般的な事項を処理するといっても、もう少し具体的にどういうことの役割を持つのか。議案的に出て、そこでやっぱり審議して、採決が行われる。恐らく法的な権限を持っておると思うので、そうすると、泉南市に置かれている漁業の状態から直近の年間における議事、ということが議論されて、ということが決まったのか、そういうこともわかっておれば、この委員会の役割についてももう少し議会にわかるように御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 海区の関係者でございますが、漁業法第86条の第1項に、年間90日以上早く言えば漁船を利用する漁業を営む漁業者等々の人が、まず第1の資格状況でございます。

そして、第2点でございますが、漁業組合の役員さんなり海区の委員さんなんかをやられておりましたら、その部分ができませんので、そういう方につきましても対象となっております。漁業組合の役員さんとか海区の委員さんですね。委員さんなんかはその90日という条項を、海区委員の仕事等で90日をもし割る場合でも、そういう方については特例的な形として資格を与えられておるところでございます。

そして、第2点目の仕事の詳細等でございますが、この部分につきましては、海区の仕事と申しますのは、早く言えば大阪府の仕事の権限でございまして、この選挙につきましても泉南市がやる選挙ではございまして、大阪府の選挙管理委員会の方から泉南市の方に、そういう海区の選挙があるのでその事務をしてくれということでござい

すので、ちょっと私、今現在海区の委員さんの仕事の詳細についてはわかりかねますので、後でその辺の資料を持ってまたお知らせをしたいと思います。

3点目は、1名でございますが、立候補なさいましたのは高石の方でございます、お名前を申し上げますと、樋川昇様という方で、昭和3年1月3日生まれの方でございます。高石市の高師浜一丁目22の15で、その方が立候補なさいまして、その方だけで、1名ということで無投票当選が確定いたしましたところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 3回ですので、まとめてください。小山君。

3番（小山広明君） 無投票というのは、せっかく制度があって、それも1つの結果ではあると思いますが、やはり泉南市に199名の被選挙権を持っておる方がおるんですね、説明によると。やはりそういう人たちが立候補する権利もあるわけですから、十分その辺が周知徹底されておるのか、知らされておるのかというのは、ちょっと今の説明ではどうなのかははっきりわかりません。

我々も市内の中で動いって、なかなかこういう選挙があるということ自身も余りわかりませんし、恐らくこれは大阪府が1つの選挙区なんでしょうね、こういう形で出てきてるということは。だから、選挙を通して、海の問題をどうするかというのを関係者が一般市民にも周知徹底していくようなことが選挙の大きな役割だろうと思いますので、もう少しこういう選挙が行われる状況も、投票率が上がることも大変大事ですけども、選挙がまず行われるということも選挙管理委員会の大きな役割ではないかと思うので、これは専決で出てきておりますけども、もう少し議会の中にもこういう選挙があるということを周知徹底をして、市民にも多く知られた中でこういう制度が活性化するようにぜひ努めていただきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第37条第

2項の規定により、委員会の付託を省略いたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市教育委員会委員山上勝久氏は、平成13年3月20日をもって任期満了となりますが、泉南市教育委員会委員として最適任者と認め再任いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、山上勝久氏の経歴につきましては、議案書31ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

まず議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市教育委員会委員益邑玲子氏は、平成13年3月31日をもって任期満了となりますが、泉南市教育委員会委員として最適者と認め再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、益邑玲子氏の経歴につきましては、議案書35ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号 泉南市と泉佐野市との境界の一部変更についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市と泉佐野市との境界の一部変更について御説明を申し上げます。

議案書の37ページでございます。地方自治法第7条第1項の規定により、平成14年3月1日から泉南市と泉佐野市との境界の一部を変更することを大阪府知事に申請するため、議会の議決を求めるものでございます。

今回、境界変更しようとする区域は、緑資源公団による農用地総合整備事業が施行されており、区画整理が進められております。当該区域は、両市の境界が複雑に入り組んでおり、現行のまま区画整理を進めると、圃場が不整形となり、また道路及び水路も複雑な路線とならざるを得ず、計画的な区画の配置が困難となりますことから、大型機械による農業生産作業に多大な支障を来す

こととなります。このため、区画整理本来の目的である生産性の向上を図り、行政の円滑な執行に影響を及ぼすことのないよう境界変更を行うものでございます。

対象面積は、4,798.36平方メートルの等積交換でございます。詳細につきましては、議案第3号附属資料として配付いたしております資料に記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

19番（和気 豊君） 行政が違うところの関係の問題ですから、少しお伺いをしたいと思うんですが、当然行政のあり方について条例なんかによって不利益をこうむらないのかどうか。そういう場合には何かそれを保障するものがあるのかどうか。当然条例が違うわけですから、その辺もお聞かせをいただきたいというように思います。

それから、もう1つ、こういうことはそういうことがない限り積極的に速やかに処理すべきだというふうに思いますが、例えば泉佐野と泉南の関係でいえば、例えば泉佐野大口ということで、泉南市の中に深く入り込んで佐野の飛び地なんかがあるわけですね。こういうものの処理については、市として方向づけのようなものをお持ちなのかどうか、その辺もあわせてお聞かせをいただきたい。

いろいろ不便な点も出てきているように思うんです。例えば、そこに土砂なんかを搬出をされて、非常に盛り土が大変な状況になっていると。住民からも一時期危険性が指摘されたこともあるわけですが、そういう問題等について、泉南市域であれば速やかに泉南市で対応できるわけですが、相手は泉佐野市と、こういうことになりますから、なかなかその当時うまくいかなかったようなことも記憶しているわけですが、その辺もあわせてお示しをいただけたら、こういうように思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問でございますけども、今回の境界の変更というのは、農用地総合整備事業が施行されて区画整理が進められているということの中で、整備前は境

界が複雑に入り組んでいたということでございまして、区画整理を進めるということで圃場整備、整形な土地にして大型機械等による農業生産の向上を図るとというのが目的でございます。

それと、現状としては、田んぼの真ん中で境界を決めるということはなかなか手続としてはできないということで、今回その区画整理した中で、田んぼの畦畔界とか水路とか道路の関係で区画、境界を決定したということでございまして、面積的には泉佐野市から泉南市に編入する区域と泉南市から泉佐野市に編入する区域については、どちらとも4,798.36ということで同じ面積での区域ということで、変更しても現在の行政区域の面積は変わらないということの中でございますので、対等な境界の変更という形で今回処理ができたのではないかとこのように考えております。

それと、2点目の関係でございますけれども、和気議員さんから御指摘のあった大口の飛び地、泉佐野の区域でございますけれども、混雑しているということは認識をいたしておりますけれども、現段階ではここを整理しようと思えば、一方的に当市に編入をするのか、またはここを泉南市に区域変更して同面積をどこかで泉佐野市に渡すのかといういろんな問題がございますので、すぐにこの問題に取りかかるというふうなことにはならないというふうに考えております。

これは将来にわたって、泉南市と泉佐野市の大きな課題の1つであるというふうに認識はいたしておるところでございますけれども、現状としてはまだ手がついていないというのが実情でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 第1点目、ちょっと私の質問が舌足らずで理解しにくかったのかもわかりませんが、市が違うということで、当然このいわゆる地権者の方が不利益をこうむることはないのかと、こういう簡単な質問だったものですから、いわゆる意義はよくわかるんです。だからペナルティーがなければ、そういう損益問題がなければ、これは速やかにどんどんやるべきで、大口なんかの処理もそうすべきだと、こういうふうに私提案したんですが、やっぱり税なんかのあり方も、固

定資産税なんかについても当然標準税率をとっているところと評価税率をとっているところと、こういうような違いなんかも、私は泉佐野のことはわかりませんから、当然あるわけですから、そういう点は行政上問題なくても、行政間では、市同士では問題なくても、いわゆる地権者そのものに問題がないのかどうかということを知りたいんです。議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。市長公室企画広報課長（若野和敏君） お答えいたします。

まず、今和気議員御指摘の地権者の皆さん方、これは泉佐野の上之郷、それから私も兎田の地区の方々に土地改良区を形成されておられまして、そこで今のところ換地の方では結構スムーズにしております。それは御心配なく、大丈夫だということはお聞きしていますので、よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。

〔和気 豊君「答えになってない。そんなこと聞いたんと違う」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 若野君。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） 失礼いたしました。地権者の方々の換地はスムーズにしております、ただいま。（和気 豊君「そんなこと聞いてへんがな。不利益はないか」と呼ぶ）はい、本人は納得していただいております。不利益もございません。それは間違いございませんので。議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 出されております議案は、考えればこんなことするのは大変だろうなと直観として思うんですね。これ、現況図とかいろいろ説明をされておりますが、等価交換と言われておるんですが、これは何のためかというのは、圃場整備とかそういうことをやるのが1つ原因だと思うんですが、これ、従来の境界は水路とか里道とかセンターが大体中心に境界されとると。一部は田んぼの地番で分かれてますが、今度線をかくと全部これ、新しくこのことによつて一帯にするその圃場整備の状況がこれではちょっとわからないんでね、それがどうなるか。この境界上がですね。実際にそういう整備をした後は、道路が境界

になるのか、そういうところがちょっとわからない。

両方、泉南市と泉佐野にまたがって1つの圃場整備がなされるのか、その辺のこれを必要とした部分の最終の状況がこの図面には示されておられません。現在の現状においての線はかかれておりますけども、その辺は出せないんでしょうか。実際で上がったときに、こういう区画がきちっとできて、ここが境界だよということは示されないのかどうかですね。そこをひとつお願ひをしたいと思います。

これ、両方にまたがって何か一遍に合算してしまつて、従来の権利に基づいて各権利者に配当するわけでしょう。そのこの図面というんか状況は、このの議会で示されないんでしょうか。

それと、これはやはりずっと境界を見てみますと、水路とか川とかじゃなしに、こういう同じ一帯の土地の中に境界線がずうっとあつて、大変わかりにくい市域の境界になっておるんですが、今回そういうことで線をかいた場合に、その辺のところをひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど若野さんから、いや不利益はございませんと言われたんですけども、泉南市と泉佐野市とは違うでしょう、状況が、例えば固定資産税をかけるにしても、全くそういう点で同じなんですか。同じでなければ、面積は同じでも、そら今まで泉南市であったものが泉佐野市になれば、泉佐野市の条例、決まりによつていろいろ権利制約を受けるわけでしょう。そやから、その不利益はおまへんというのは一体何を意味しとるのか、ちょっと聞いてつてわからないんで、私もそれは関心があつたんでお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、4,798.36というのは、これは実測と理解していいんでしょうか、その辺を御説明いただきたいと思ひます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山さんの言われる完成形の図面がないんかということでございますけれども、資料に出さしていただいております最後の図面2枚ですね。ここに赤線の一点鎖線が入つて分が境界の線でございます。ですから、こ

の田んぼの中で現状の田の上に線を引いておりませんが、これが新しくできる田んぼの境界ということでございまして、2枚目の図面では、水路界とかそういうところも出てくるということでございます。

現在まだこの完成した図面というのはできておりませんので、これは換地終了後、また資料としてはお見せできるというふうに思いますが、現段階ではまだないということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、面積については、実測による面積というところでございます。

議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 境界線変更に伴います地権者の利益、不利益を税制面からお答え申し上げます。

面積が同じ面積だということ、地目が田んぼ、原野、ため池という同じような対等な地目であるということ、そして人口に移動がないということ、こういったもろもろのものを総合しまして、また用途地域が調整区域であるということで、そういう形でいいますと、税制面では、今詳しい正確な数字は出ませんが、この書面で見る限りいわゆる不利益はこうむらないであろう、恐らく従来どおりであろうというような認識を持っております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） ここに出されておるのは、これは現況図でしょう。現況図の上に線を書いたわけでしょう。これをやる目的は、ここをいわゆる一帯に整備をするわけですね。例えば、316の方であれば、その真ん中に線を引かれとるわけですから、これは全部ガサツとして、もともとあった土地を換地して、権利は全体の中では公平に行われるのはわかりますよ。

しかし、この境界線が実際にできたときに、そこに水路が——水路か道路か何かで区切るということでしょうね。そうすると、かなりこの境界線上に拘束されちゃうわね、その整備するときに。しかし、そんな真っすぐにこれに合わせて圃場整備するわけじゃないし、全体の中で圃場整備するわけでしょう。そうすると、やっぱりこの境界線と

いうのは少し曲がっていくんじゃないかなと思うんですが、この線上に合わせて圃場整備すれば、かなり整備が制約されるんじゃないかなと思うんですね。

しかし、前みたいに——前は水路で仕切るとるからいいんですが、こういう直線でかかれてしまうと、やはり境界線が公的な施設によって境界されるんじゃないしに、自分の私有地の中に境界がされるんじゃないかなという感じを——これは出てないからわかりませんが——思うので、そういう完成図のレイアウト的なものは示していただかないと、実際はどこが泉南市になって、どこが泉佐野市かというのがわからない。そういうちょっと疑問があるのでね。

中谷さんが説明されたのは、これは現況図でしょう。示されておるって、これは現況図でしょう。だから、やはりこの交換によって決められた境界線が、実際にここにできてくる整備後の中ではどうなるのか、そこをちょっと御説明をいただきたい。

それから、今のところは現状が全部調整区域でありますし、人口に移動がないというのはちょっとよくわからないんですが、泉南市であったものが泉佐野市になったり、逆なことも起こってくるわけですから、これはその地権者、持ってる所有者が納得しとるというんであれば基本的にいいんですがね。

だから、その辺がもし言葉だけじゃなしに、納得しておるようなものが議会に示されればね。後でそんなんわしら知らなかった、議会で勝手に決めてというの、ほかのこともよく聞くことがあるんですよ、私。だから、もう少し議会の方には、そういう一番関心のある地権者が、そういう交換されることに全く同意しましたというようなことが議会にわかるものがいただければ我々も判断しやすいということで、ちょっとお願いをしたわけです。

以上、そういうことだけちょっと再質問させていただきましたので、御説明いただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、小山議員さんが

ら現況図ではないかということでございますけれども、ちょっと法的な手続の関係を説明をさせていただきたいと思いますが、圃場整備で境界の一部変更がなぜ必要になるのかということでございますけれども、圃場整備は農地の区画整理ということでございまして、農地の整形化とか集団化を行う。それと水路等の整備と一体的に工事を行うということです。それと、権利関係の整理もあわせて、換地ということで同時に行うというふうにしております。

ですから、換地計画におきましては、工事用の区画の上に単純に法律上の区画を設定すると、1筆の土地が市や字の区域を越えて定められることになるということでございますので、このようなことになりますと、法によります区域が決定されている趣旨に反するというでございまして、このような問題に対して土地改良法では、換地は1筆の土地の区域が2以上の市町村、大字または字にわたるように定めてはならないという規定がございまして。

そういうことで、今回換地を定めることと、市境界を変更することを組み合わせることによって、円滑に問題を処理をしようというものでございまして、この今言いました現況図の赤線で引いてるところが田んぼの境界になるということで、筆界になるということで御理解を賜ったらよろしいかというふうに思います。

筆界になるということと、水路なんかで線を引いてるところもありますけど、水路で境界になるところと、そういうことですから、1枚の田んぼが2つの行政区域にまたがってつくということにはならないということでございますから、施工については、この線に基づいて現場で施工して、完成図をつくって換地をします。登記についても、2つの市町村にまたがったの所有権移転の登記はできないということでございますから、こういう形で換地も一緒にあわせてやるということでございます。

議長（奥和田好吉君） 向井農林水産課長。
事業部次長兼農林水産課長（向井清泰君） 市の境界ということでございますけれども、泉佐野と泉南市の境界は、今のところ従前地の上に線を引

いておりますので、わかりにくいかと思います。ただ、その青い線のところがちょうど道路または水路になって、その色を分けた部分が境界になるはずでございます。まだ事業が完了しておりませんので、その確定した図面はいただいておりますけれども、そこになる予定でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） ちょっと赤線の説明の仕方が悪かったと思いますけれども、議案の発送のときに、議案第3号の参考資料としてお出しさしていただいている資料があるかと思います。

この中で、最後の2枚目なんですけども、この赤い太い線、これは里道、通常赤線と言われてるものなんですけども、この黄色と白の田んぼの中の境界に赤の一点鎖線で引いてる分がありますね。ここが佐野と泉南市の境界になるということでございます。そういう赤線の表現の仕方をしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） まとめてください。小山君。

3番（小山広明君） まとめてくださいって、これ複雑な議案ですからね、2回ぐらいで明らかにならないですよ、議長も聞いておいていただいたらわかりますけども。こういうように等価交換する目的というのは、圃場整備するわけでしょう。圃場整備した後の——今はもう工事にかかるとるんですから、こういう形で圃場整備をして、そして境界はこうなるんだというのを示してもらわないと、判断できないじゃないですかということをやるとるんですよ。もう工事は始まるとるんですよ、今の話からいえば。そしたら、この地域の完成図がわかれば、完成したこの道路からこちらは泉南市で、こっちは泉佐野市だとわかるじゃないですか。

そうか、あなた方の言う説明では、泉佐野市部分だけを圃場整備しとるんですか。泉南市だけしとるんですか。じゃないでしょう。またがってしとるわけでしょう。今の説明では、またがってできませんからどうのこうのという説明もありましたけども、またがったところで2つ2つは境界上

に分かれとるんだと思いますけどね、圃場整備は
一帯でやっとなんでしょ、地域を越えて。違っ
たんですか。

だから、やっぱりこれが完成したときは、泉南
市と泉佐野市の境界がこうなるんですよ。これ
は現況だからわからないじゃないですか、田んぼ
の真ん中に線引いてあるわけだから。そういう
ことをやはり最低限、これから泉南市の地域になっ
たらはっきりするわけですから、今はこれ現況で
はっきりしてますわね、水路で。これ関係なしに、
田んぼの真ん中に引いたわけで、そこに道路か何
かできるわけでしょう、拘束されずに。そういう
ことをちゃんと説明を、最低限議会に出してもら
わないと、やっぱりこれは一番肝心の資料がない
ですよ、これやったら。

ということ、議長言っとなんでね、2回で終
われといたってこれは終われないですよ、この
問題は。ちゃんと指導して出さしてください。最
低の図面です、それは。完成後の泉南市と泉佐野
市の境界。これは何も完成じゃないですからね。
これは現況図でしかないんだから。

議長（奥和田好吉君） 質問と答弁がかみ合っ
てないように思うから、質問をわかって答弁して
るのかいな。かみ合っていないように思うよ。答
弁もきっちりせんことには、3回と決めておら
いますので、そこらのところ協力してください。
中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほどから申し上げ
ておりますけども、図面については換地処分が
まだできておらないので、どこの位置にという
きょうお出しできる資料はございませんけれど
も、この議案の参考資料で出した後ろの3枚目
には、境界の線を入れさせていただいてるつも
りです。グリーンと黄色ですね。泉南市に入る
部分と、黄色は泉南市から泉佐野に編入する
部分。ですから、大体直線で処理ができるよ
うにしておるわけでございます。その詳細図が
下の3枚ということになるんですけどもね。で
すから、この後ろの3枚目は、これが泉佐野
から泉南市に来る分ですね。この中で田んぼ
の区画をつくっていくということです。

ですから、この線のところには、田んぼの畦畔

ですね、あぜができる。ですから、田んぼが
こういう境界に2つにまたがって1つこうい
うふうにつくるということではないと。ここに
きちっとした筆界、あぜをつくるというこ
とでございませぬ。そこが境界線になる
ということですね。

ですから、換地が終われば、田んぼので
きた形状なんかの図面も落とす中で、後ほど
資料としてはお出しできますけども、現在
はこの測量図に基づいて議案を受けて申
請をして、許可を得て換地処分をするとい
うことですから、今そこまでの資料とい
うのはないということでございます。

ですから、この測量に基づいて同じ面積
でやりとりをするということで、議案とし
て上げさせていただいてるということで御
理解をお願いしたいと思います。

〔小山広明君「議長」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 今で納得できたん
ですか、できてないんですか。

〔小山広明君「ちょっと確認だけしとき
たい」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、この泉
南市と泉佐野市の境界が全体図ではほぼ
直線で引かれておるということで、ここ
でこれからこの線をもとに泉佐野市と
泉南市にまたがる一帯の土地を整備を
していくと、こういう理解でいいわけ
ですね。

そうすると、泉佐野市の方が泉南市
に来たり、泉南市の方が泉佐野市に
行くというのは、全体では等価交換
ですけども、個人個人に置きかえる
ならば、全く泉南市に行く方と泉佐
野市に行く方ができると、こういう
ことになるんですね、そうすると。全
体ではイコールですけども、個人で
いえば、今まで泉南市であった人が
泉佐野に行くとか、そういうこと
になるという理解でよければ、それ
で結構です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど申
し上げた境界の線に基づいて既に施
工前に測量しておりますから、それ
をポイントを落として、きちっと
この図面の形で工事は仕上げるとい
うことでございます。それはちゃんと
復元はできるということござい
ます。

それと、個人個人の換地については、当然、今小山議員が言われましたように、泉南市の人が泉佐野の土地を取得する可能性も出てくると、佐野の人が泉南の土地を取得する可能性も出てくると。それはこの圃場整備の中で、皆さん話し合いの中でどこを取るかということは決めるということでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第4号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第4号、市道路線の認定につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、つつじヶ丘住宅府道線ほか10路線の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

市道認定につきましては、都市計画法第40条

の規定により、新たに公共施設として本市に帰属を受けた道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要があるため、新規認定を行うものでございます。

今回の認定路線につきましては、11路線、総延長1,585メートルでございます。路線名等の詳細は、議案書の39ページから40ページに、その位置は41ページから59ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、何点かお聞きをしたいと思います。

今回の市道認定は、さきの説明にあるように、つつじヶ丘初め10路線であります。地図を参考にして場所の確認をさせていただいてるんですが、別所を除いてほとんどが新興住宅を中心とする市街化のとこだというふうに思います。

そこでお聞きをしたいんですが、今回この11路線認定をされようとされるわけなんですが、ほかに希望されているような市街化地の中でこういった路線が存在しないのかどうか、その点まず1点。

それと、認定基準というのがあるかというふうに思うんですが、この基準の中では、当然一般交通の用に供しているもの並びに公共性の高いものというふうに定められておまして、それについて項目があるかというふうに思っていますけれども、この別所の路線についての一般交通の用に供しているという現況を説明をしていただきたいというのが2点目。

それと、市道認定をすることによるその地域なりその道路隣接者というか地権者のメリットですね。それはどういうものがあるのか。それと逆に、市が寄附を受けて管理をしていくということになりますから、デメリットというふうな言い方はおかしいかなというふうに思いますけれども、認定をすることによって今後予想される負担増ですね。管理をしていくために供する負担はどうなってる

のか。また、あわせて現況の認定路線、かなりあるのかというふうに思ってますけれども、例えばメーター当たりの管理費用は今の程度になっておるのか、お示しをいただきたいというふうに思っています。

それと、別所の部分につきましては、他の路線と違って山間部ということもあって、勾配の問題も出てきょうかというふうに思いますけれども、僕もあの地域は余り行ったことないのでよくわかりませんが、その勾配の方はどういうふうになっておられるのか、お示しをいただきたい。

それと、最後に、当然登記の手続なり費用の問題が出てきますが、この種の問題はどういうふうになっておるのか、お示しをいただきたいと思ます。

議長（奥和田好吉君） 土岐道路公園課長。

事業部道路公園課長（土岐久雄君） 何点か御質問がございましたので、現況についてまず御説明させていただきます。

現況といたしましては、市道上之郷線ですか、それから山手の方へ行く路線でございます。そして、この池の最終のところにつきましては、近畿自動車道松原那智勝浦線と申しまして、俗に言う阪和道ですけども、そこへの進入路等になってございます。そして、その奥につきましては、兎田地区と別所地区の共有林がでございます。

そして、認定することによって維持費はどうなるのかということでございますけれども、今現在354路線ございまして、維持費としまして年間、道路新設改良費と道路維持費を合わせまして1億6,000万から7,000万円で推移してございます。そうしますと、延長で約170キロございますので、メーター当たり直しますと……。

そして、勾配ですけども、道路の勾配につきましては、道路法では最悪、特別な事情がある限りは12%まで認められるという形でございます。私ども現場を確認しておりますと、七、八%程度の勾配でおさまっております。そして、道路の幅員といたしましては、4メートルから4.5メートルでございます。

そして、これに伴う登記の費用ですけども、これらにつきましては既に泉南市の方に寄附という

形で、平成2年から平成3年にかけて寄附を受けてございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 真砂議員御質問の1点目の今回の認定の11路線以外に市の方に対して認定の要望があるのかどうかということでございますが、認定以前に市の方で用地の帰属をしてくれという路線とか、そういうものがかなりございます。市として引き取るには、最後におっしゃられたように、いろんな意味で公的な負担をしなければならないということもございまして、帰属の申し出があった場合には、できるだけそれぞれの道路構造物の整備をしてください、それからまた底地については寄附者なりの方できちっと整理をしてくださいと、そういうお願いをいたしまして、それから当然基準に合うような幅員なり構造物で隣地を明確にしてください、そういうようなお願いをしておるところでございます。

今後、開発以外の道路も当然、市が整備を進めなければならないわけでございますけども、生活道路としての必要な路線ということでしたら、積極的に寄附をいただけるものは寄附をしていただいて、道路認定をやっていきたいというふうに思っております。

それから、別所大谷池線のことでございますけど、これについては既に建築物も張りついておりますし、それから用地につきましては、先ほど課長が申しましたように、もう既に市の方に帰属を受けておりますので、維持管理は当然かかるわけでございますけども、現実的には市が現実管理をいたしておりますので、今回認定をさせていただきたいということで議案上程させていただいたところでございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） ちょっと部分的に答弁が抜けてるかなと思うんで再度言いますが、非常に申しわけないんですが、議案が出るのに現場も見てなくて質問するのもどうかというふうに思うんですけども、一般的に他の10路線、これ以外の10路線を見ても明らかなように、大体民家が張りついてたり住宅地の中であったりというのが一

般的かなというふうに思うんですよ。

それで、別に山間部だから市道認定はおかしいというつもりはございませんけども、この地図を見る限り、今建築物も張りついているということで、ちょっとその理解がなかったんで、私の方がおかしいかわかりませんが、パッと見た感じ、山の中の道と違うんかいというのがまず端的に感じたところです。

それで、地図を見れば、確かにこれは阪和道ですね。これは接続じゃないですね。接続であればよくわかるんですけども、アンダーですよ。このままずっと行って、どこへ行くのかな、行く先はどこかなと思ったら、山の中じゃないのかなというふうに思った点、疑問に感じた点はそういうところなんです。

それで、そういったところも含めて、市道として認定が可能なかどうか、それを教えていただきかったのと、それと1個抜けてたのは、地区並びに、当然市道認定されるのは4メートル以上の道ということが条件ですから、一定整備された、多分底の関係もきちっとされてなかったらだめだというふうに思ってますから、そのこともされるということになれば、道として整備されたものとして市が受けるということだと思いますから、地区においても、またその道と接続する地権者にとっても、使い勝手のいい道というふうな感覚でされることだというふうに思うんで、その辺のメリットというのはどうなのか、今抜けてたと思いますから、その辺もお答えいただきたいと。

それと、今答弁聞いてまして、平成2年、3年で既に手続の方は終わってるというふうに答弁されておりますけれども、この基準からいいますと、登記の手続は市が行うことになってますね。それに伴う費用については、その所有者の負担だというふうに明確に書かれてるんですが、そういった手続も全部地権者の方がやられたんですか、そこらはどうなんです。

議長（奥和田好吉君） 土岐道路公園課長。

事業部道路公園課長（土岐久雄君） 平成2年から3年にかけての泉南市への寄附に伴います登記の費用につきましては、寄附採納という形でございますので、市の方が行ってございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 別所大谷池線、これは確かに山間部の道でございますけども、こういう例があるのかということでございますけども、恐縮でございますけど、私、岡中の例を挙げますと、公共施設といわゆる接続するという部分がございます。此ノ熊池線とか、今農業公園でやっております新池線、これについてはいわば実質的な農道でございますけども、かなり以前から池といわゆる既存の道路をつなぐという道路の認定をいたしておるところでございます。

副議長（谷 外嗣君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 済みません、先に質問のことだけ言います。その市道認定することによって、地元なりその道路接続の地権者なりのメリットですね。それはどういうものがあるのか、お示しをいただきたいという点。

もう3回目ですから最後にします。公共物、公共性の問題ですね。確かに池というのは公共性があると言えばあるというふうに思うんですけども、この基準に書かれてるのはやはり学校とか公園、その他となっておりますから、その他の解釈を広げようと思えば何ほども広げられますから、それをすべて公共物やと言うてしまえばそれまでかもわかりませんが、私らの普通感覚というか通常感覚でいえば、池から道路の接続じゃなくて、やはり道路と道路の接続の路線というのが1つの基準ではないのかなという気がします。それが間違ってたらまた指摘をいただきたいというふうに思うんですが。

それとあわせて、建築物が既に張りついているというような説明がありましたけども、あのあたりは当然調整区域ですよ。場合によっては、近郊緑地があるのかどうかちょっとわかりませんが、調整区域だろうというふうに思いますから、その建造物、建築物というものは許可を受けたものなのかどうなのか。仮に無許可なり不法建築で建てたものも含めて、建築物が既に張りついているというんではおかしいのではないかなというふうに思いますから、その辺どうかお示しをいただきたい。

副議長（谷 外嗣君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市道認定することによってどれだけ要するに地権者にメリットがあるのかということでございますけども、今考えますに、市道に面している土地というのは、当然市道に面していない土地よりも資産価値があるというのは、これは1つだと思います。

それから、今度そこに建築物を建築する場合、当然市道になっておるわけでございますから、これは幅員とかそういうのが関係してくるわけでございますけども、田んぼ以外に利用が可能になるという場合もございます。

それと、現在張りついているという建築物は、私、現場も最近見てませんけども、3建築物くらいあったのではないかなということでございます。ただ、それらがすべて建築確認を取って建築されたものであるかどうかというのは、ちょっと今の段階ではわかりかねますので、調べて御報告もさせていただきたいと。今現在ちょっと私、存じ上げませんので、調べて御報告もさせていただきたいというふうに思っております。

副議長（谷 外嗣君） ほかに。———小山君。3番（小山広明君） この道路認定をすることで、交付税の財政標準、どれだけの財政規模かということの中で、道路の延長なり面積というのはその対象になると思うんですね。それで、交付税の交付額の算定基準になると思うんですが、これは道路の幅員とかいろいろあるからちょっと詳しくわかりませんが、こういう公共施設がふえれば当然その管理が絶対必要なものとしてあるわけですから、そういう点で交付税の算定にどれぐらい今回の道路認定によって寄与がされるのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

交付税につきましては、基準財政需要額、そして基準財政収入額、その差額が交付税として交付されてるということでございます。その中で、基準財政需要額の中に道路の面積、また道路延長について基準財政需要額が変わってくるということでございます。

それで、ちなみに面積につきましては、一応1,000平方メートル単位で12万2,000円の需要額があると。そしてまた、延長につきましては、1キロメートルで67万円の地方交付税の需要額に算入されてるということでございます。ただ、この1キロメートル掛ける67万円がイコール需要額というわけにはいきません。といいますのは、その間に一応補正の係数とか、いろいろと係数を掛けてるということでございます。一応算定の基準には、道路延長、そして道路面積が含まれてるということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 1,000平米と言われたのは、要するに1,000平米以上でないと言定基準にならないという意味なのか、その辺がちょっとわからないので。

しかし、さっき言ったように354路線、170キロあるということですから、この1,000という基準がそれだけじゃちょっとわからないですね、答弁聞いても。

それから、1キロメートル当たりは67万円という基準財政需要額というのが算定されると。しかし、係数があって、どういう係数を掛けるかわからないという答弁だったんですが、知りたいのは、今回これだけの認定を——1,585メートル、1.5キロでございますが、これによって基準財政需要額というのはどれぐらいアップして、交付税がどれぐらいたくさんおりてくるのか。市税の収入によってはそら違うと思いますよ。しかし、今回のこの認定によって泉南市の額というのはどれぐらいになるのかですね。

67万円といたらかなり金額が高いように思うんですね。さっき言ったように、新設も入れてキロメートル当たり94万円ぐらい泉南市は予算をかけたという御報告がありましたけども、新設を入れてですからね。そういう点ではキロ当たり67万円あれば——あれば言ったらおかしいが、それぐらい維持費がかかると国が基準的に見とるのかなということとはよくわかるんですが、そういう点で関心はそういうところなんで、そこに絞ってわかるように御説明をいただきたいと思い

ます。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 交付税の関係で、面積は1,000平方メートル単位で12万2,000円が交付されるということでございます。ただ、1,000平方メートルを切れる場合は、例えば500平米でしたら、これは四捨五入で算入されております。例えば500でしたら当然算入されると。四捨五入の中で算入、そしてまた切り捨てという部分が出てきます。

それとあと、延長について、この路線を市道認定することによってどれだけの交付税が算入されるかというのは、私ども今のところ試算はしておりません。いろいろ係数等もございますし、そしてこれを認定を受け、可決していただきまして、14年度以降の交付税に影響してくると、はね返ってくるということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、わからないというんではなしに、こうやってやっぱりあなた方が市道認定を出すということは、そういう意味が実際あるわけでしょう。これは、本来は議案説明の中でちゃんとしないといかん問題だと僕は思いますよ。このことによってこういうように財政に寄与するんだと。そのことが質問じゃなしに、ちゃんとやっぱりあなた方から——僕も最近こういうことを情報を仕入れて質問しとるわけですけどね。

やっぱりそういう議案を出すためには、この議案のメリットは何だということをちゃんと報告するようにしてもらわないと、ただ市道認定しただけだと、費用がかかるやないかという議論で終わってしまうわけですね。わからないといっても、1つの例を出して、これは市税収入との関係性があるから、実際の交付税がどれだけ出るかというのはわからんにしても、その基準財政需要額というのは出るんじゃないですか。泉南市としては、国の基準の数字に合わせれば、現在の公共施設は全部わかつとるわけですからね、今回の認定によって大体50万円ぐらい交付税がふえとか、その程度はやはりアバウトでも報告をしてもらった方が私は議論に厚みが出るとお思いますのでね。

わからないということでもありますから、そういうことが大体わかれば、また議会の方にも御報告いただきたいと思います。いずれにしても寄与されると、交付税に反映されるということだけは間違いないですね。

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。

3番（小山広明君） はい。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——松本君。

11番（松本雪美君） 1点だけ聞きたいんですが、49ページのこれは何と読んだらいいんでしょう、牧野日念田線というんですか、これは信達樽井線から宮脇書店のところをずっと入っていけば信達小学校に突き当たるわけですけど、その信達小学校に突き当たる道から北側に1本、旧の道があるんですね。その旧の道の両側に工場跡地を住宅地に開発をしているということで、その中の新興住宅地、ミニ開発地の中を市道認定ということであるのはわかるんですが、旧道の部分をかぎ形に、こういう形で旧道の部分を何メートルですか、これやったら20メートルぐらいあるんでしょうかね、その部分を含めての市道認定になってますが、私も現場はわかってるんですが、全体の旧道部分が市道認定を今までされてなかったということで理解をしいいんでしょうか。なぜこの部分だけになったのかということでも聞かしていただきたいんですが。

議長（奥和田好吉君） 土岐道路公園課長。

事業部道路公園課長（土岐久雄君） 49ページの牧野日念田線「まきのひねだせん」と申すと思います。これにつきましては道路を隔てて右左に開発になっておりまして、こういう場合は、旧の路線を認定してた場合は、重用という形で認定になります。そういう形でございます。（松本雪美君「認定されてるんですか」と呼ぶ）これにつきましては確認しますので、しばらくお待ちください。

議長（奥和田好吉君） 土岐道路公園課長。

事業部道路公園課長（土岐久雄君） 先ほどの松本議員さんの御質問ですけども、この部分につきましては、柴田紡績日念田線で既に認定してございます。そして、その上に重複認定という形でご

ざいます。

以上でございます。

〔小山広明君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 先ほど何か具体的に認定してある道路の上にもう一遍重なれば2つやるというんだけど、それやったら先ほど言った道路面積全体の長さとか、その関係ではちょっとおかしいんじゃないですか。だから答弁的にちょっと納得できないんで、重用にした場合には距離面積というのは、そういうことを勘案してちゃんとしておるとか、そういう説明がないと、さっきの答弁では矛盾した理解しかできないんですけども、そこを整理して答弁いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 土岐道路公園課長。

事業部道路公園課長（土岐久雄君） 重用の認定につきましては、重なってる部分と、そして新たに認定する分と分けて台帳には記載してございます、メーター数も。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） よろしいですか。ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第5号 職員の退職手当

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第5号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、雇用保険法の一部が改正されたことにより、国家公務員に係る失業者の退職手当について、改正後の雇用保険法に定められた失業給付の水準を確保する旨の措置が講じられたことに伴い、地方公務員の退職手当制度におきましても所要の措置を講じる必要から、職員の退職手当に関する条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の63ページをお願いいたします。今回の改正内容でございますが、今回は現行条例の第10条を改正いたすものでございます。雇用保険法におきまして、経営破綻などでやむなく離職した場合や、定年や自己都合により退職した場合など離職理由の違いにより給付水準に格差をつけるという趣旨から失業者の失業給付の支給期間が変更されたこと、就職が困難な者に対する所定給付日数が延長されたことにより、引用しております条項等を改正するものでございます。

なお、配付いたしております議案参考資料の2ページに、若干の説明と具体の例を記載いたしております。また、それとは別とじになっております参考資料、これの1ページ以下に条例の新旧対照表及び現行条例を記載いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） もう少しこの改正の趣旨を、

大変大きな意味を持った改正だと私は理解しとるんですが、もう少しこういう改正の意味を私たちにわかるように詳しく、条文によってじゃなしに趣旨的に、この制度によって公務員なり、また民間の人たちの公務員の場に働いてくるのがしやすくなったのではないかと思うんですが、そういう点の趣旨をちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回の改正でございますけれども、先ほども提案説明させていただきましたように、雇用保険法の改正に伴うものでございます。

従来、雇用保険法では、雇用保険の給付を受けられる期間は離職の日の翌日から起算して1年であったものが、雇用保険法の改正によりまして、原則当該期間を1年としつつも、受給資格者の区分によって、30日なり60日の期間がこれにプラスされたということが改正の主なものでございます。退職の状況によっては短くなった分もございます。

それと、この条文の改正については、雇用保険法の引用の条項を改正するものが主なものでございますが、今回泉南市の職員の退職条例第10条につきましても、改正につきましても、公務員は民間労働者のような景気の変動による失業が予想されにくいこともありまして、余りこういうことが対象になってなかった、適用除外職種となっていたわけでございますけれども、今回趣旨目的から退職後の失業している場合も、同法の失業給付程度のものはこれを保障する必要があるということの中から、これを改正されたものでございます。

ちなみに、市の職員の場合は、おおむね新規採用から3年勤続以下がこの対象になるというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単でございますけれども、趣旨の説明でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 説明を聞いてももう一つよくわからないんですが、このことで公務員の働く環境がどう変わるのかですね。これは大きな意味では、やっぱり公務員と民間との働く者の交流が

よりスムーズに今までよりはされるという、そういう趣旨が大きくあると思うんですね。その保障するということは、民間であれば40日以内ですが、解雇通告すれば解雇できるわけですが、公務員の場合にはそういうことがないから失業保険という制度もないと。それが逆に言えばそういう役所といえども、やはり同じ労働者として経営者の都合でやめてもらわないかんことが出てくるということも議論としてあって、民間ではそれが行われておるわけですね。公務員にはそういう保障がないから、それはできないですわね。

私は、そういう経営的な立場だけで、経営が苦しいから人を切るということはそう軽々にすべき問題で絶対ないと思うんですが、むしろそういう民間の労働者の立場に公務員も置くというような趣旨がこの法改正にはあるのではないかと、そういうように私は理解しとるんですが、大きく言えばそういうことではないんですか。

そうなってくると、3年以内にどうかという問題じゃなしに、この法改正の持つ意味というのは大変大きな意味を持つてくる。公務員にはスト権とか団結権というのは認められておりませんから、正式には職員は労働組合という方式はとってないですね、組合じゃないわけですから。そういう点で、もっと労働者に対してのきちとした権利も一方では与えないといけないわけですね。民間では団結権なりそういうものはちゃんと憲法でも保障されとるわけですから。それは憲法の趣旨からいえば、公務員はそれは与えられてないということで一定の保護がされてきたことが今大きな議論になつとるわけで、そういうことに1つの道を開く内容を持った改正であると、このように私は理解しとるんですが、全然それは的外れなんですか、どうなんですか。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 説明が不十分で申しわけございません。

基本的に地方公務員の身分関係について今回の改正で変更を加えようというものではございませんで、地方公務員の身分関係についてはこれから国の方で検討がされるというふうに伺っておりますけれども、現在そのような法改正は現実のもの

なっておりません。

今回の法改正に伴う条例改正の趣旨でございますけれども、地方公務員、国家公務員もそうであったわけですが、先ほど答弁申し上げましたような趣旨から、法律により身分が保障されておるといふことで、雇用保険法の対象から外れておるといふことでございまして、今回と申しますか、これまでも一定の者につきましては退職後に失業している場合に、退職手当の額が雇用保険で定められた失業給付の額を下回るような場合にはその分の差額を支給するというのが、この私どもの条例の第10条に規定されておるわけでございます。

今回、雇用保険法でその支給日数についての変更がございましたので、その引用している部分を改正すると、こういう趣旨でございますので、身分関係に変動を加えるというものではございません。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の65ページでございます。提案理由でございますが、選挙制度の改正に伴い投票時間が延長されたことにより、投票立会人の負担を軽減するため立ち会い時間に区分を設けることから、報酬についても当該区分に応じた支給方法に改め、また開票立会人の報酬についても支給額の明確化を図るため、支給単位について変更を加える必要から本条例を提案するものでございます。

67ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、別表中、投票立会人の日額1万1,500円を立ち会い時間が7時間を超える者には日額1万1,500円に、立ち会い時間が7時間以下の者には日額5,750円に改め、また開票立会人の日額1万1,500円を1選挙1万1,500円に改め、これを次の選挙から施行しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

5番（真砂 満君） 簡単にお聞きをしておきたいというふうに思います。

投票立会人の関係でいろいろ御要望もあって、このような形がとられたんだというふうに思うんですけども、1つは7時間を超えるのが1万1,500円、従来どおりだというのは、これは理解できるんですけど、7時間未満でそのちょうど半分ということですよ。ただ、この時間数だけで見ますと、7時間が一定の基準ですから、その直近の時間差によって非常に不公平があるのかなという点がまず1点。

それと、例えば丸々1日かなわんと。だから、7時間未満という人が多数を占めることになった場合、投票立会人の総数ですね、そのあたりはど

うなるのか、お示しをいただきたい。

それと、開票の立会人の関係ですけれども、これは今までですと12時を一定の基準で1日、1日という計算をされてきたというふうに思っています。これが1選挙という形になりますと、いろいろ投票時間の延長に伴って開票時間が非常に遅くなってきたと。それで、翌日開票というような動きも若干出てきてるわけなんです、そのあたりの兼ね合いですね。投票時間の延長に伴って開票時間が深夜にまでずれ込むと。それが1選挙というくりでどうなのか、そのあたりの懸念はないのかどうか、お示しをいただきたいとします。議長（奥和田好吉君） 津野総合事務局長。総合事務局長（津野和也君） 3点御質問があったと思います。

まず、第1点目の7時間を境の問題でございますが、これは私どももいろいろ考えたわけですが、そして、他市の状況等も踏まえていろいろ考えたわけでございますが、他市の場合、6時間15分ですか、現実的な形できちっと区切ってるところもあれば、半日とかいう書き方、いろいろあるわけですが。

現実的に私ども7時間にさせていただきましたのは、選挙が延びたことによりまして、拘束時間が13時間になるわけでございます。ただ、13時間を割りますと6時間30分ということでございますが、現実的な問題、次の人の来ていただくのがちょっとおくれたとか、それにやはり大事な立ち会いということもございまして、引き継ぎ時間等々も含めた形で、よそよりも30分長いような形で7時間という形で区切りを入れさせていただいたわけでございますが、現実的には半日で5,750円、1日丸々出ていただいたら1万1,500円という形になってくるかと思うんです。

そして、立会人でございますが、現実今21投票区がございます。そして、本市の場合、大体各投票所3名から4名の立会人さんをお願いしてるわけでございますが、そういう形で今まで従来の選挙では立会人が約70名でございました。そして、この立会人が何人になるかということは、各投票所によっても違って来るとは思いますし、中には丸々1日、私とこの投票区はやりたいとかい

う方もあると思いますし、こういうことで各個々にばらばらにしますと、その日にお金を支払います都合等々もございまして、まず半日の体制をとるのか1日の体制をとるのかは、これは各投票区ごとでまた決めていただくという形をお願いをしたいと考えております。

ですから、私もこの1年で2回選挙をやってきましたが、選管の委員長なり市長なりが回りになったときに、各投票所の何力所かからは半日、もっと楽にならんのかというような選挙区もございましたので、そういうところについては立会人の数はふえるかと思いますが、これについて最終的に何人になるのかというのは、ちょっと今の時点ではわかりかねます。

そして、開票立会人でございますが、この部分につきましても、私どもは他市の状況なりを参考にいたしました結果、従来でしたら2時間早く開票が始まっていたわけでございますが、現実的な形として開票が2時間おくれになってくるわけでございます。そういうことを考えますと、投票立会人の報酬等々を考えていきますと、ちょっとアンバランスもあるのではないかなあと。そして、他市の方につきましても、この日額については1選挙という形におおむね皆変えてきておりますし、これの方がいいのではないかなという形でさせていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第7号 職員の再任用に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第7号、職員の再任用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

69ページをお願いいたします。提案理由でございますが、我が国が本格的な高齢社会を迎える中で、職員が長年培った能力や経験を有効に活用するとともに、公的年金の支給開始年齢が引き上げられることを踏まえ、雇用と年金の連携を図る趣旨から、地方公務員法等の一部が改正されたところでございます。

これに伴いまして、本市におきましても、定年退職者等が条例で定める年齢までの間、改めて採用し勤務ができる再任用制度を制度化し、あわせて関係する条例の一部を改正するものでございます。

72ページをお願いいたします。附則の第1条でございますが、この条項はこの条例の施行日を平成13年4月1日からとするものでございます。

附則の第2条は、消防吏員等につきましては、本条例の適用日を平成19年4月1日からとするものでございます。

附則第3条及び第4条は、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、定年退職者等が再任用職員として在籍できる期間の特例を定めるものでございます。

附則第5条は、新たな再任用制度の制度化に伴い、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

附則第6条は、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり15時間30

分から32時間の間で任命権者が定めること。また、任命権者は再任用短時間勤務職員について、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができること。また、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数とすることなどでございます。

附則第7条は、再任用短時間勤務職員に対し部分給与を付与することができるものでございます。

附則第8条は、再任用職員の給料や諸手当について規定するものでございまして、再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、別表で掲げております。また、再任用短時間勤務職員の給料月額は、この給料月額を基礎に勤務時間に応じた額とすること。また、再任用職員の給料は昇給せず、住居手当、扶養手当を支給しないこと。また、再任用職員の期末手当につきましても、3月期が0.3月、6月期が0.8月、12月期が0.9月、また勤勉手当は6月期及び12月期がそれぞれ0.3月とすることなどをこの条項で定めております。

81ページをお願いいたします。附則第9条は、再任用短時間勤務職員の月額で定める特殊勤務手当の額を定めております。

附則第10条は、再任用職員について退職手当を支給しないものとするものでございます。

附則第11条は、企業職員の給与の種類及び基準につきましても、同様に改正するものでございます。

配付いたしております議案書参考資料の3ページから4ページにかけて、この概要を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、助役がずっと附則、附則と言って説明されとったんですが、議案書をずっと見とるんですけど、条文ではないんでしょうかね。ここがちょっと気になったんで、どこのこ

とを言っとるのかなと、わからなかったんですが、そこをちょっと。72ページからでしょう。附則というのは——この附則か。わかりました。ずっと見とって何のことを言っとるのかなと。

この法は、公務員を再度任用するという説明ですが、これはほかの自治体でもこの議論をして否決されとる議会もあったと思うんですがね。いわゆる民間の活力をもっとこの役所の中にも入れるべきであってというのが趣旨で、この否決が周りの市町村にも影響を与えるんじゃないかなという新聞記事を読んだんですが、大事なのは、公務員の経験を生かすのはもちろんそれは大事なんですが、今はやっぱり、先ほども私議論しましたように民間のそういう人たちが役所に入ってくる道をむしろ促進させ、また公務員の経験を民間の場でも活用するということが、今求められてるんじゃないかなと思うんです。

これで公務員が定年退職されて、雇用保険の関係でそこまでのつなぎでまた雇えるようにするというのは、至って役所の側に立った考え方ではないのかなと思うんですが、こういうことで泉南市は、今職員も余りふやさないということでやっておる中で、アルバイトとか非常勤とかたくさん数字も上がっておるんですが、このことで泉南市というのは、公務員が定年終わった後も再度役所の中で働くという状況が現実には必要としておるのかどうかということと、この条例の改正というのか、附則で言われましたということが、今の社会制度の中でどうなんだろうかと。役所だけがまた必要な人数を役所の中で採用するようなあり方というのは、市民が理解するのかどうかという部分はどういうふうに考えとるのか、御説明をいただきたい。

細かい条件的なことはいろいろされておりましたが、現実に現役で働いとるよりはかなり待遇的には悪くなると思うんですが、どれぐらいの条件が、現在働いとる方が定年終わってここに採用された場合にどのような待遇になるのか。そのことがある意味で士気に影響しないのかどうかです。それまでの立場はある意味で高い立場の方が、再雇用された場合のそういう組織としての一体感みたいなことには、この内容では悪影響があ

るのではないかなという感じがするのですが、その辺を御答弁をいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんから何点が質問を受けたわけでございますけれども、今回の改正につきましては、本格的な高齢化社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を社会において活用していくということと、年金制度の改正とあわせて、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えるということが、民間も官の方も課題であるというふうに考えております。

このために公務員も高齢職員の雇用を促進するために、60歳代前半に働く意欲と能力のある者を再任用することができる制度が地方公務員法の改正によってできたということでございますから、我々としても当然高齢者の知識と経験というのは活用する場があるというふうに考えておるところでございます。

それと、先ほども附則の中等で説明をさせていただきましたけれども、再任用の職員の待遇等の関係でございますけれども、77ページから79ページにかけて記載しておりますように、再任用の職員につきましては、給料については一般職と違って単純な1つの級ということで考えております。国の方もそういう職階に応じて行政職俸給表を単純な1項目という形で定めておまして、これは年金との併給ということで、在籍当時よりは給料は低くなるということでございます。

それと、今回この制度で、組織との一体感等の関係でございますけれども、当然高齢者については今までの知識と経験を後輩につなげていくということの中では、やはりそういうことも必要ではないかというふうに考えておりますし、今回高齢者の雇用のできる制度ができた中では、また別に新しい新規採用との関係をどうするかということも大きな課題でございますけれども、それは当然人事管理として、その辺についての再任用と新規採用をあわせて中長期的には検討していかなくちゃならない大きな課題の1つであるというふうに考えておりますし、これは取り組んでいった中で組織の活力等についても十分検討していかねばならないというふうに考えておるところでございます。

ます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 質問させていただいたどれぐらいの待遇が低くなるのかという答弁はなかったんですが、泉南市などにおいてはやっぱり最大の1つの雇用する場ですね。企業というわけではないですが、一番の最大の大きな事業所でございますから、市民がやはり泉南市の職員となって頑張りたいと、そういう社会的にも1つの要求もありますし、民間の方にそういう働く場として提供していくというのは、私は必要だし、また公務員として経験された方が民間に行ってその能力を発揮するという、こういう民間と官との交流を促進するということが私は大きな意味での流れだと思うので、この条例でいえば公務員のいわゆる再雇用、再任用ということが主体に出ておりますけども、むしろこのことがもしほかの自治体でも否決されたようなことになれば、どうしても必要だから雇うわけですから、必要な人を民間から雇うということに道を閉ざすわけですね、この条例の趣旨としては、

そういう点で私は、同じ仕事というわけではないですが、職場は同じですから、同じ仕事をしてながら給与も待遇も下げられてやるよりは、違うところで能力を発揮して、能力によってはそれまでの待遇よりも高いものも得ることができるわけですから、そういう活力のある、能力があっても何か制度で低い待遇しかできないのであれば、社会全体としてやっぱり活力に欠けるんじゃないかなということで、ほかの自治体で否決した意味というのは1つの意味があるのかなと思います。

そういう点では、この制度がほんとにそういう官と民の壁を取り除くという点では、私は不十分な条例の提案ではないかなと思うんで、市長、こういう条例の持つて意味と社会が求めている官に対する要求との問題で、国の法律が変わって、国家公務員に合わして地方公務員もということで出してはきていらっしゃるんですが、その点でやっぱりそういう時の流れというんか時代の流れからいえば、市長はこの提案については、その部分ではどう考えておられるのかだけ聞いておきたい

と思います。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員からの再度の御質問にお答え申し上げます。

今の御質問の趣旨は、民間の人材も入れていくべきだというふうな趣旨だったかというふうに思いますけれども、今回の再任用制度でございますけれども、この制度につきましては、高齢職員が公務の中で培った知識、経験を活用していく観点から導入するものでございまして、また定年年齢後の継続雇用制度としての性格のものでございますので、この制度によって民間から希望者をどんどん採用していくという必要性は乏しいものというふうに考えているところでございます。

それから、民間の高齢雇用の問題につきましては、年金と雇用の連携を図るということは官民共通の課題ということでございますので、現在民間部門につきましても65歳までの継続雇用の努力義務ということが高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というところに規定をされておまして、民間企業における努力義務ということになってございます。

それから、官民交流促進につきましては、おっしゃってるような趣旨、つまり公務内に民間の活力を入れるべきであるというふうな観点から、国の方では官民交流促進法というものが用意されてございますけれども、地方公務員法のエリアにそういう観点をもち込むということにつきましてはまだ十分議論されておりませんので、私どもといたしましては、国での地方公務員法全般に対する議論の方向を見定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 高齢化社会を迎えて、公務員の定年制の以後をどうするかということは、これは非常に重要な位置があるんですけど、地方公務員の場合は60歳過ぎたらいわゆる年金が、僕らの年の場合は年金が支給されるのが大体63でありますから、平成19年で60ということになりますと、3年間ブランクがありますわね、年金支給されるのが。そういうことを考えると、こ

それはそういう意味では公務員の年金が支給されない期間3年間はこの制度で働くことができるようになるんですけど、1つお伺いしたいんですけど、今後泉南市の場合、退職者がどの程度出るのか。

それともう1つ、将来何百人、そうはないと思うんですけど、泉南市も財政的に非常に厳しいということで、こういう退職された人の給与の原資の問題はどのように考えられとるのか。

それから、人事政策上、例えば幾ら長くても5年ですから、再雇用された人が市のいわゆる仕事の重い仕事につくとは私は考えられないんで、その点こういう退職した人が、例えば今まで部長をしておった人とか、それから課長をしておった人が、どういう仕事を大体考えられてるのか、そういう問題もあるんですけど、人事政策上5年間ということなもので、将来、新規に雇う人の問題とこの高齢者の5年間の問題というのは重ならないのか、そういう点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今後、退職者はどのくらい出るかということでございますけれども、現在平成13年でございます。平成14年以降7人から11人程度で17年度まで行きまして、18年度から若干ふえてまいります。18年度は今の職員採用の状況では、60歳で23名、19年度は22名、20年度は36名ということで、18年度以降若干ふえてくるということでございます。

それと、給料の原資の問題ということでございますけれども、これは退職金にどうするかとか、その辺の関係でございませうか。（成田政彦君「すべて含めて」と呼ぶ）

今回、再任用の制度の中での職員も、フルタイムについては定数の中にはめた中での職員ということで考えておりますが、現実には給料は60歳以上の再任用については下がるということでございますが、退職する方が全部再任用を希望して再任用されるというものではないということですから、絶対数としてはやめた人がすべてということではないので、60歳までの職員の方が絶対数としては多いということでございます。そういうこ

との中でございますから、給料的にもそう多く人件費としては重なっていくというのではないというふうに考えております。

それと、職場的にはどのようなものを考えておるのかということでございますけれども、現在の再任用の制度で、まずスタートとしては事務職でいきますと主事級の仕事をというふうに考えておりますので、第一線で職務についてもらうというふうに考えております。制度としては、役職等の制度というのもございますけれども、泉南市としてはまず主事級の仕事、第一線で働いてもらうというのが基本的な考え方でございますが、仕事によっては多少変わる可能性もございますけれども、そういうことで考えております。

再任用についての職員の職場がどの場所であるかということについては、現在原課と昨年あたりから協議をしているところでございまして、まだ決まっておられませんけれども、14年4月1日スタートでございますから、新年度になりましたら、その辺もこれから採用とあわせて、その辺の職場の分についても詰めの中で決めていくというふうに考えておるところでございます。

それと、新規採用との関係でございませうけれども、再任用制度の実施に当たって、定年前の職務から現在の仕事の体制の中で、現在既存の仕事の分析等を現場と行っているわけでございますけれども、その辺の中で再任用職員にふさわしい仕事というものもできてくるというふうに考えております。

また、新規採用についても、職員を補充して対応していくというのは当然でございますけれども、新規採用にふさわしい職場ということと分類した中で業務運営を行っていかねばならないということでございますが、この辺の兼ね合いというんですか、その辺は今後十分中長期的な視点に立った人事管理ということには特に注意を払っていかねばならない問題だというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 膨大な附則条文なんでなかなか全体を読み取れないんですが、74ページ

の第6条2項ですね、この中に短時間勤務の職を占める職員、いわゆる再任用短時間勤務職員と、こういう項があるんですが、ここの資料をちょっと見せていただきますと、週2日から週5日と、こういうことになっているんですが、冒頭言われました趣旨ですね。いわゆる年金等が支給されない間の一定生活保障も考えていると、これが1つの柱だと。いわゆる従来の経験職種を生かしていくことのほかに、そういうこともこの再任用制度にはあるんだということなんですが、10万3,900円と、こういうことでは到底そういう年金を待っている期間の生活補てんにはならない、生活保障にはならないと、こういうふうに思うんですが、そのことについては任命権者が定めると。これについては、これを受けた規則なり規定がないんですが、その点。

それとあわせて給料表ですね。この規定も、これはフルタイム職員の給与規定だというふうに思うんですが、いわゆる2日から4日等の職員の規定表がないというふうに思うんですが、その点もあわせて伺いをしたい。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 6条の2項、再任用短時間勤務職員ということですが、フルタイムと短時間勤務職員の二本立てということで今回考えております。

短時間、特に高齢ということの関係もございまして、これは募集するときには本人から申し入れによりまして、それは調整をするというふうに考えておりますけれども、その職場があるかどうかということも、現在職場とのヒアリング等も行ってありますので、その辺ともかかわってくると思いますけれども、当然こういう希望する方もあるということで、制度として15時間30分から32時間と、2日から4日までということの勤務もありだということで制度化しているものでございます。

それと、年金との関係でございまして、短時間になりますと当然月額給料が下がっていくということでございまして、60歳定年から基礎年金部分については若干の年金もあるということで、その辺の待遇等についても本人がどうい

うふうかという問題になるかというふうに思います。

それと、フルタイムについては給料表がございまして、その辺の短時間についても、我々としては、来年4月1日スタートでございまして、それまでにきちっとその辺の整理はやるというふうに考えておるところでございまして。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） この条文を見ますと、何か一方的に任命権者が決定をするということで、そういうふうにしかならないんですが、それならば、ここではうたえないでしょうけれども、新たなこういう場合にはこういうふうに対応していくんだという、本人の意思を入れたそういうふうな、いわゆるやわらかいあり方をうたったような規則等、規定等をやっぱり設けられるべきではないのかなというふうに思います。

それから、基礎年金という言葉もお使いになったんですが、まさに基礎年金は65歳からしか受給できないというふうに思っているんですが、それがあからゆる週2日等の任用で生活の保障は一定できるんだと、こういうふうな解釈でいいのでしょうか。基礎年金、私が理解不十分であれば御訂正いただければいいと思うんですが、その辺少しお示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 先生おっしゃるとおり、基礎年金につきましては65歳からという形になります。ただ、特例で暫定的に給料比例部分と固定部分という形で支給される形になります。ただし、これにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、13年から15年にかけては給料比例部分のみが支給される、要するに定額部分につきましては、3年につきまして1年、1年という形で支給期間が延びてくるという形になります。

したがって、60歳からは給料比例部分につきましては、最長で給料比例部分のみが5年間支給されるという形になります。それを受けまして、それと給料との両方の形で生活を支えるとい

うことでございます。

それと、規則につきましては、条例が可決されましたら、またそういう形で柔軟に運営できるように制定してまいります。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと答弁が、報酬比例部分、報酬に比例した部分ですね。これがいわゆる60歳からもらえるのではなくて、基礎年金は65歳と、これはもう決まってるんですが、報酬比例部分、これについては3年ごとに年齢が下がるごとに1年ずつずれていくということで、39歳より若い方は65歳にならんと報酬比例年金も支給されないと、これが年金改正で、いわゆる共済の皆さんも一本化されたと、こういうことで理解しておるんですが、だからこそその間の全く年金が支給されない期間というのができてくるわけですね、とりわけ若い方については、39歳より若い方は65歳にならないといかなる年金も支給されないと、こういうことになってくるわけですから、その間の生活補てんは週2日では間尺に合わないでしょうと、こういうことを言ってるんですよ。

だからこそ、安心して、私はこの制度はいい制度だというふうに思います。経験のある皆さんに、そして60歳以降も一定の生活を保障していく。この間の生活が成り立たないことでは困るわけですからね。そういう点でいい制度だというふうに思いますが、ただその週2日で生活できない人も、この規定ではできないのではないかと。そういう人を拾い上げる、そういう方策がきちりうたわれていない。任命権者の認定によるとのみうたわれているわけですから、そういう点ではちょっと不安だなと、こういうことで質問をしているわけです。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 規則関係は、これからつくるということでございます。

それと、勤務日については、本人の希望ということと、職域がそこにあるかどうかということとは十分協議をせないかんとということですから、本人の意向というのを十分聞いた中で決めていくとい

うことでございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——堀口君。

15番（堀口武視君） ほんとにごく単純な疑問なんですけども、早期希望退職者、この方々にもこの任用制度は適用されるんでしょうか。

そうになったら、もともとといえば肩たたきをしてる職員にこの制度を採用するということは、何か意味合いとしては整合性がとれないんじゃないかなと思うんですが、その辺の御見解はどんなものなんでしょう。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回の制度は、60歳で退職した方と、条例の第2条で25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間ということでございますから、早期で退職された方も対象になるということでございますが、これは国の制度に準じて編成をしてるんですけども、そういう早期退職した方も当然今までの経験、実績等があるということの中で、市の業務には活用できるということでございますが、採用に当たっては、勤務実績が良好である場合行うことができるということもございまして、その辺のブランクとか、その辺の問題もありますから、採用には当然そういう部分も含めた中で慎重な対応が必要ではないかなというふうには考えておりますが、制度としてはこれは入れておかなければならない制度だというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありますか。——

—小山君。

3番（小山広明君） 議案7号に反対の立場で討論いたしますが、今の質疑の中でも明らかになったように、今民間と公務員という職場の交流ということが大きな課題になっております。

当然、公務員を再雇用するということになれば、これは必要だから採用するわけでありますから、もしそういう制度がなければ、現在も行われている嘱託なりアルバイトなりして民間から働く人が役所に入って働いている現実があるわけであります。

この制度が運用されてまいりますと、今すぐ役に立つ人となれば、それは公務員で経験豊富な人が採用されることは当然であります。その分だけ民間からの公務員の場合、いわゆる役所の働く場が狭められる構造を持つわけであります。

こういうものは、やはりもっとトータル的な立場で考えなければならぬ問題であると思えますし、市民から見れば、お手盛りの公務員だけの立場をやはり優遇しておるというようにしか私は映らないと思えます。公務員の有能な経験であれば、民間も引く手あまたでありましょうから、そういうところでこそやはり頑張ってもらいたい。民間よりもある意味で優秀な公務員の皆さんでありますから、そう再雇用に苦勞することは私はないと思えます。それは民間の人に比べればですよ。

そういうことで、私は職場の規律の問題からいっても、そんな偉い人が主事クラスの仕事をしておったんでは、なかなか現職の公務員の方も仕事がしにくいだろうと思えますし、そういう点からも組織の面からも、私はこの問題は大いに問題があると思えます。

そういう点で反対をいたしますので、皆さんの御賛同よろしくお願いたします。

議長（奥和田好吉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

4時まで休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後4時 2分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議案第8号 泉南市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の85ページをお願い申し上げます。提案理由でございますが、雄信達公民館の建物の老朽化に伴い、当該公民館の供用を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要から本条例案を提案させていただきたくもでございます。

議案書の87ページをお願いいたします。改正の内容でございますが、第1条中において雄信達公民館に係る規定を削除する措置を講じたものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———真砂君。

5番（真砂 満君） 今の説明をお聞きしますと、雄信の公民館が老朽化で使えないと。だから、なくなってしまうということで削除するという内容でいいのかわかるかですね。

それとあわせて、地域での動きがどういうふうになっておるのかわかりませんが、従来ずっと、使えたか使えなかったかは別としても、公民館が雄信地域にあったわけで、老朽化は老朽化として、今後雄信地区に公民館の建設についてどのようなお考えを持っておられるのかですね。なくなるというのは仕方ないにしても、それに伴ってどうするんだというのが一方でなければおかし

いんではないかなというふうに思うんですが、そのあたりどうなのでしょう。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 公民館の件についてお答え申し上げます。

この公民館につきましては、昭和31年の建設でありまして、非常に古いということで老朽化しております。そして、現状としては非常に危険な建物であるというふうに判断させていただいております。

そんな中で、地元からも、建物が非常に危険であることから建物の撤去の要望がございます。それと同時に、公民館についての新しい建設ということも要望いただいております。

そんな中で、平成5年に雄信公民館改築委員会というのがございまして、雄信4区で協議され、また市ともいろいろ協議させていただきながら進めてまいったところでございます。ただ、これにつきましては、用地そのものが一応整理ということとなっておりますけれども、その用地につきましては進展していないのが現状であります。

そして、今後ともその委員会、地元の御意見もちょうだいしながら、また相談しながら公民館の建設に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 公民館が、実質上公民館に類する施設も入れて6カ所、それが1つ減るわけですが、各公民館の利用対象人口といいますか、ちょっとこの辺については、どんどん山手の方の開発等が進んできて、人口が旧来の旧6カ町村時代に比べれば大分変わってきてるよう思うんですね。そういう点で、各公民館の対象利用人口ですね。これにやっぱりばらつきが出てきているのではないかと、こういうふうに思うんですが、その辺の対象利用人口ですね。それと、そのばらつきを解消されるために、今後どういうふうに教育委員会では貴重な生涯教育の場でありますから考えておられるのか、そういうふうな計画等あればお示しをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 公民館の利用の関係でございますけれども、今現在雄信公民館を除いて4館機能しております。そして、その利用状況ですが、今ちょっと私手元には持ってございませんけれども、新家の公民館とか、あるいは樽井の公民館、このあたりが非常に利用が多いというふうには認識させていただいております。

このあたりで、現在雄信の方々につきましても、活動としては樽井とか、あるいは新家、その他の公民館へ行って、クラブとかで活動されておるといことも聞いておりますし、そういうことで現在4館の機能ということでやっておりますけれども、スペースの問題もありますけれども、公民館の自主事業については今後いろいろ研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 把握しておられないということでは、たびたびこれは予算委員会、決算委員会等ではこういう質問が出るわけですよ。地域のばらつきのアンバランスと、こういうことで、これに対する対応をどうしていくんだと。今もって人数の掌握すらされていないと、こういうことではね……。新家公民館なんかは本当に手狭になって、上村老人集会所なんかはその補完施設として使われていると、こういうふうな現状でありますよね。

それから、例えばもう人口が7,000人に近いような、そういう地域でも公民館がないと、こういうことで非常に遠い地域に利用の足を伸ばさなければならぬと、こういう状況に現実にはなっているわけですね。実際利用できないんですよ。お年寄りの皆さん、子供さんと、いわゆる地域でそういう生涯学習に携わっていきたい。もちろん家庭婦人の方もおられますが、やっぱり足の便で遠いところにはと。そういうことで公民館というのは地域ごとにつくってこられたわけですね。

泉佐野なんかは新しく長南地域に公民館をつくる、それからいわゆる将来計画でどんどん地域ごとに公民館を新しく建設していくと、こういう方針のもとに長南校区に1カ所新しいのをつくっています。

そういうふうな将来的な設置計画みたいなもの

を持って臨んでいくべきだろうというふうに思うんですが、そういう点では本当に教育委員会はやる気があるのかどうか、そういう生涯教育の場を公平に均等に各地域の皆さんに保障していく、こういうことはやっぱり行政としてやらなければならない仕事だろうというふうに思うんですよ。人数さえつかめてない。ほんとにやる気あるんですか。どないされるんですか、将来。人数を把握した上で、そういう公平な利用保障を果たしていく、こういうことなのかどうか。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 雄信地区につきましては、現在7,800人余りの人口がございます。ですから、用地の問題とかありますが、このあたりは、先ほども申し上げましたように地元といろいろ協議させていただいて、その建設に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

〔和気 豊君「そんなこと聞いてへんやないか」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 質問されたことをよく把握して答弁せんと、全く違う答弁、かみ合わんような答弁されたら納得できないと思うので、答弁は正確にやってほしいと思うんです。質問されることわかりますか。金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 済みません。御意見いただきました生涯学習というようなあたりの観点からも、非常に地域の住民がいろんな活動をするというあたりで、若い人、また高齢者の人も含めて、今後そういう生涯学習というのは非常に大切なことだというふうに認識させていただいておりますし、そのことも含めまして、そういう学習センター、そういうスペースを提供するということから、その検討に入っていきたいというふうに思っております。

ただし、今地元ではその用地の問題が整理されておりませんので、そのあたりも並行して地元と協議してまいりたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 公民館も聞いておればあれですか、市で当然手当てして、公民館法にのっとって市の責任でやっていかなあかんと。普通の

集会場と勘違いしたらあきませんよ。普通の集会場、老人集会場なんかであれば、例えば地元で土地の提供等が、まあ必須の条件ではないけれども、一定協力してほしいと、こういうふうな話はされてもいいですけども、公民館法というのは、やっぱり法にのっとって必要な地域には建設をしていくと、こういう施設ですから。

ところが、地域にはばらつきがあって、あるいは具体的に例を挙げましたけれども、砂川区みたいにほぼ雄信と同じぐらいの人口のところでもないところがあると。そういうふうな穴をどう埋めるか、ばらつきをどういうふうには是正していくか、それについて将来的な計画方針をお持ちなのかどうか、こういうことを聞いたわけですから、ちょっと教育長、総括的に答えてください。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今の和気議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど金田部長の方から申しておりましたのは雄信地区ということですが、和気議員さんの御指摘は市内の各地域、その辺の公民館のばらつき等、それを検討して建設というような、そういう方向で計画をせよということだと思いますが、現実的な問題、やはり行財政の問題もございまして、生涯学習、大変大事なところでありますし、現実の問題ばらつきもあろうかというふうに認識いたしております。その辺のところ、利用状況等そういったことも捕捉をしながら、今後その辺で一度思いをいたしまして考えてまいりたいと、このように考えております。今の状況ではその程度しかお答えすることができないんですけども。

議長（奥和田好吉君） まとめてください。和気君。

19番（和気 豊君） 教育長から金の問題が出てくるというふうには思いませんでした。金の問題は、いわゆるやる側の行政、教育長がお答えになるのは、生涯教育の場をどう市民に保障していくかと、その立場でどういわゆる金を出す行政の方に、必要性を強調されておられる市民の立場に立って物を言っていくか、これが教育委員会の立場なんですよ。金の問題を言われたら、教育委員会の仕事というのは全部お手上げですわ。その

隘路を縫って、教育長はその必要性を行政に、いわゆる財政当局初め市長に進言をされる、それが教育長の仕事ですよ。今の答弁、納得できませんよ。まあ結構です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案説明でも、社会教育法というもののにのっとって公民館の設置ということが位置づけられております。学校教育と同じように生涯教育ということで地域のそういう学ぶ場としては公民館ということが、ある意味で法律にのっとって位置づけられとるんですが、現在雄信の公民館というのは、私も議員になってから恐らくずっと使われてこなかったんじゃないかと思うんですが、きょう今回急にこれを条例から廃止、削除してしまうという条例が出ました。

これは一体そういう大きな位置づけの中で、市も至って文化や教育に力を入れとると言われとるわけですし、特に樽井とか信達とかといういわゆる中心地にはいろんな施設、公民館だけじゃなしに、体育館にしても文化ホールにしてもいっぱいあるわけですが、とりわけそういう雄信とか、泉南市では一番中心地に遠いところだと思うんですが、そういうところこそ公民館を整備せないかんというのは当然だと思うんですね。

そういう点で、今も何か用地の問題が云々と。用地の話は前から議論されておりますね。そういう点でやはりきょうまであって、条例がありながら実際は使えない状態を放置してきた問題から、もう一步なくす方向に進むような、こういう条例からも外してしまうというのはいかななものかと。むしろ、古くなったのであれば、それはちゃんと更新をして、建てかえをして、地域の生涯学習の拠点にしていくというのが当たり前じゃないんでしょうか。そういうところからいえば、そういうことが示されないまま、こういうように文字からも消していってしまうと、こういう位置づけというのは一体何なんでしょうか、これ。

これも条例の改正だけ読みますと、樽井公民館と雄信公民館を樽井公民館とするように改正するという、こうしか読めないんですが、厳密には雄信公民館というものを削除すると、これであれば

よくわかりやすいんですけど、こういう書き方であればもっと上にほかの公民館もあるわけでしょう。いわゆるこの位置づけでいえば樽井公民館に機能を移したいというものが含まれておるのかどうか、この提案の仕方がね。私は、趣旨からいえば、雄信達公民館という条項を削除すると、これやったらよくわかるんですね。そういう2つの点について御説明をいただきたい。

先ほど言いました社会教育法というそのらの趣旨ももう少し、どういう趣旨で地方自治体にそういう公民館ということを特別に位置づけをされとるのか、その趣旨も含めて御説明いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） まず、御質問の中で、現在この雄信公民館が使われなくなってかなりになります。昭和54年当時からもう使われておらない状況があります。ただ、その間、60年ごろから平成7年ぐらいまで、信達公民館あるいは樽井公民館の倉庫がわり、それから埋蔵文化財の出土品の整理等のスペースで使われておりました。平成7年から閉鎖いたしまして、現在男里区長に管理の委託をしてもらってるという状況でございます。人口も8,000人弱、7,800人余りございますし、先ほども申しましたように、生涯学習という観点からも当然必要なポイントではなかるうかというふうには認識させていただいております。

ただ、これにつきましては、以前池を利用して、それを埋め立てて建設するという話もございました。それが話がつぶれておりまして、一応白紙に戻った状態でございます。そういうようなことから、現在用地の確保については進捗いたしておりませんが、今後そのあたり地元とも協議しながら考えてまいりたいと。

それから、もう1点、樽井公民館に横滑りの形になるのではないかというような御質問ですが、これは雄信公民館を削除するというものでございまして、非常にややこしい感じはするんですが、そういう内容のものでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 昭和54年から使われてい

ない。その後、倉庫とか埋文の置き場というのは、これは全然論外だと思うんですね、公民館としての使用じゃないわけですから。こういうものを放置してきて、市民全体の文化とか教育とか、そういうものは一体どうして保障されていくんでしょうか。

さっきも言うたように、中心部にはいろんなそれにかわる施設がいっぱいあるわけですし、あそこであれば裏の方に老人集会場ですか、区民センターが1つありますね。

地元任せで用地がどうのという、これは市が主体的につくっていかなくちゃいけないわけでしょう、そういう生涯教育なり地域の教育というんか文化とかいう面から。地元が用意せんから置かんでいいという性格じゃないんじゃないでしょうか。

そういう点で、54年というと20年以上でしょう。その地域にそういう施設がないまま来たということは、どうなんですか、方針として。これだけいろんな道路をつけたり、いや基盤整備をしたとか言って、近隣地に自慢できる、進んだらと言いながら、肝心の一番市民が主体的に使えるような場が20年近くも放置されて後回しにされとると。この実態は一体何なんですか。単に教育委員会の怠慢なのか、市全体のそういうこの位置づけの低さなのかね、よくわからない。

それで、今も議論がありましたように教育の現場からお金の問題が出る。あなた方は必要なことを必要だということで訴えて、財政当局にもきちっと言わないといけない立場じゃないでしょうか。

そういう点で、教育長が就任をされて、この問題、以前からの問題ですけども、やっぱりこの雄信地域のそういう施設としては待ったのできない課題じゃないでしょうか。当然13年度予算にも何にも手当てないでしょう、こういう条例が出るわけですから。

一体、市民のもっと具体的なこういう施設というのを軽視しとるとしか見えませんが、その点やっぱり市長にもかかわる議論だと思うので、きょうまでこうやって放置して、物置き場に使用してきたから、それで使ったんだということをこんな本会議の場で答弁しとる。そんなん公民館として使ったんじゃないじゃないですか。そういう点

で御答弁をきちっとしていただきたい。

それから、先ほど削除ですということやから、削除であれば雄信公民館条例を削除するでわかりやすい。これだけ見とるとよくわからない、この提案の仕方自身もね。上にまだあるわけですから。それやったら全部書いて、この部分だけなくなりますよということの方がわかりやすいと思うんで、とにかく行政の出してくる内容というのはほんとにわかりにくい。無理やりにわかりにくくしとるんかなと思わざるを得ないんですが、それは個々の問題ですからいいですけども、先に言った問題、これは重大な問題ですよ。どうなんでしょう。教育の現場の責任と市当局の考えというんか、この問題に対する考え方ですね。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 雄信公民館の建設につきましては、平成5年に地元3区から要望が出ました。そして、平成7年にもう1区加わりまして、浜区が加わっております。合計4区でもって雄信公民館改築委員会というのができておりまして、その委員会とも協議しながら現在まで至ってきておるといのが現状でございます。そういうあたりでは地元の意見もよく聞き、連絡をしながらやってきたというのが今までの経過でございます。

したがって、その用地の問題が進捗しておりませんが、今後ともそのあたり用地の確保ということから頭に置き、今後ともその協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解お願い申し上げます。

〔小山広明君「答弁になってないですよ、それは経過説明だけで。ちゃんと答弁してくださいよ。それは経過説明でしょう。今日まで放置してきた問題と、今後どうするのか」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 公民館につきましてはそういう形で、今まで教育委員会としてもその取り組みという形で一応協議してきておりますので、そのあたり用地とかの解決はしておりませんが、協議しながら進めてまいっておるといことで、やはり生涯学習の観点からいいにしても、

そういう8,000人弱の人口もおりますし、そのあたりは1つの生涯学習のスペースとしては必要ではないかというふうには考えております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、教育長も市長も私の質問を聞いとるわけですからね。20年以上前からほとんど使えない状態で、何も議案措置してこなかったんでしょう。何できょうこういう形で、緊急に上げてこないかんような状況じゃないじゃないですか。そして、しかも用地頼みだと、地元で委員会をつくっていただいとると。それは最近の話ですね。

しかし、あなたは地域の公民館の必要性から考えるならば、市が主体的になって、地元でどうしても話が見つからないのであれば、いつまでに地域のそういう利用の場をつくるんだという強い意思が示されなかったら、単にこういう廃止するだけの議案が出てきたんじゃ、議会で判断できないじゃないですか。今日まで放置した問題も含めて、これは重大な問題ですよ。地域の公民館があることないことの問題を考えるならば、市が主体的にいつまでにこの公民館をつくるんだと。それは地元がまとめなかったらつくりませんよという性格のものじゃないでしょう。ほかの公民館、全部そういう形をとったんですか。そうじゃないでしょう。

だから、みんなそういう形で公平に、特に中心地に遠いところについては配慮するのは当たり前じゃないですか。そしたら地元の検討待ちじゃなしに、市の主体的な問題として公民館をいつまでにつくるんだ、その一環として地元で協力を求めるというのはわかりますよ。全く地元の答え待ちというような答弁ではね。今日まで20年間放置してきて、それがすぐできるというような判断はできないじゃないですか。

そういうことを私は言っとるんだから、担当の部長だけが答えて、涼しい顔をして座っとるわけじゃないでしょうけども、わしゃ知らんよという形で座っとれるような問題じゃないでしょう。経過からいって。何回もそういう声を荒らげるような質問させないでくださいよ。ちゃんと私、重要だということは位置づけで言っとるわけですから、

当然手を挙げて教育長なり市長なりが答えるべき問題じゃないですか。そして、初めてこの議案に対して我々が判断できると、こういうことでしょうか。部長だけの答弁じゃ判断できないじゃないですか。どうですか。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 再度の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほどから御指摘のように、公民館、何年来倉庫というような形に使用しておったという状況は確かにございます。近辺には、本来教育委員会の方での施設、いわゆる市の施設という形で御利用いただくというのが、住民サービスあるいはニーズの上から必要なところでございますが、近辺に集会場等もございまして、それで地域の方には御不便をおかけしたと思うんですけども、その辺のあたり御利用いただいております。

最近、この老朽化が激しいということで、建物の損壊といいますが、そういった面でも大変地域の方からも要望がございまして、取り壊しが必要ということが出てまいっております。

そういったことで地域の方とも今協議をいたしてございますけれども、やはり生涯学習という観点から必要性は十分認識をいたしておりますので、建設にかけての努力を今後してまいりたいと思えます。

ただ、今この場で何年までに建設をするということのお約束はできないという状況ではございますが、その辺の努力を教育委員会といたしましてもやってまいりたいと、このように思っております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 公民館に対する本市の基本認識と、その将来のあり方なんですよね。今御指摘ありましたように、泉南市内にもたくさんの公民館があるわけですけども、地域地域によってはかなり格差がありますよね、公民館の。だから、ある意味では樽井公民館のような中央的な機能を果たす公民館もあれば、西信達のように駐車場もないような公民館もあるわけですね。ですから、これは公正、平等の立場からいえば、その地

域その地域は、やっぱり1つの文化の拠点であり生涯教育の拠点であると、あるいは日常生活、その地域の方々は皆その公民館を利用してるということが大原則ですよ。

ですから、今の御提案とは若干具体的には質問の内容が違おうと思うんですけども、公民館としての泉南市のあり方を、その地域地域によってどうするんやと、そのエリア、エリアによってどう使っていくんやと、どのように公民館というものを育てていくんだという、そういう基本認識ができないでしょう、今の現状でしたら。

今の雄信の問題でも、うちの会派に副議長がいらっしゃって、要らんことかもわからんけども、やっぱり雄信地域の人の考え方、あるいは雄信地域の人にしてみれば、現在まであった既得権益をこれは廃止されるわけですよ。公民館としての機能が、今聞いておれば全然過去にも果たされていない。そういうことでは、そら文化不毛の地だと言われても仕方ないですよ、ある意味では。

だから、もっと具体的に公民館に対する教育委員会の考え方とか泉南市の考え方とかいうものをきちっと整理してほしいというふうに思いますよ。

1つお尋ねしますけども、この公民館建設に当たって、例えば樽井のような財産区財産でたくさんお金を持ってる地域は別でしょうけども、財産区財産でお金がないと、持たない地域については、公的機関の施設のあり方とか、そういうことも含めてどうするんかということを検討しなきゃいかんじゃないですか。雄信の場合は全く、いつ地元がそういう建設にかかわる検討委員会を設けられて、現在何年ぐらいになるわけですか。例えば雄信の公民館を建てるのに、公的な負担というものをどう考えてるのか、あるいは地元負担というものをどう考えてるのか、そこらあたり検討してるんですか。ちょっと答えてください。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 雄信公民館の改築委員会、これが平成5年からできております。そして、現在に至っております。

そして、この中でいろいろ4区の協議の中、広範囲にわたっておりますから、どの場所が適当であろうかというようなあたり、そしてそれが第1

候補に上がりましたのが、男里にあります双子池、あそこに埋め立てをして、そこが一番ベターであろうというような話が出てきまして、それで一応その話が進んでまいりましたが、途中で白紙に戻ったような経過がございます。そしてまた、さらに、それは下の方の池でございましたけれども、その上の方の池も一応候補としてなりましたが、それも今現在進展しておらないという現状でございます。

そういうことで、この件に関しましては、地元の意見を十分聞いて、そしてそのあたりを進めてまいっておるといようなことでございますけれども、このあたりは今後もそういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、今現在の公民館、4館ありますが、御指摘のとおり、公民館は非常に大きいところと小さいところとあります。それで、これにつきましては、公民館の自主事業という形では、公民館職員一丸となって対応してまいっておるといことで、それ以外、自主事業以外は各地域の方々のクラブとか、そういうような活動で自主活動をしていただいておりますし、十分そのあたりのスペースを利用していただいて、公民館活動に参加していただいとるのが現状でございますので、そういうことでやはり公民館につきましても、雄信につきましても、そういうことで今具体的な進捗案は持ってませんけれども、そういうような形で進めさせていただいてるということでございますので、どうか御理解をお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 私は御理解してはおりますけども、問題は今の御提案なさってる雄信公民館自体は、改築検討委員会とっておっしゃったんですな、部長は。もう改築じゃないでしょう、これ。だから、これはむしろ逆に言えば、建設委員会のような感じの委員会でなきゃいかん。現状ある公民館は、もうこれ廃棄するんですか。そのままなたかの答弁にありましたように、小山議員さんかな、何か資料館が倉庫がわりにしてるとかいう話なんですけども、これはあれですか、条例を廃止すればこの建物自体は廃棄するんですか。将来どういたしますの。

それが1点と、それと今申し上げましたように、雄信と教育委員会との話し合いで改築委員会というものがつくられてるということですが、それは改築でなしに新築のための新規の公民館の検討委員会ということでないという意味をなさないじゃないですか。

それと、もう1つ、これも小山議員の方から御紹介があったんですけども、87ページにあるこの文言からしたら非常にわかりにくいと。この表現が理解になじみにくいんじゃないかなというように思うんですね。第1条中「同樽井公民館」、その下に「同雄信達公民館」でしょう。それで、樽井の番地を書いて、男里の番地を書いて、「を」を書いて、「同樽井公民館 同樽井六丁目11番16号」に改めるとあるでしょう。これはどういう意味ですか、もう一回。先ほど指摘されたように、雄信の公民館はつぶしても、今後樽井の公民館を利用できるような、そういう条例のあり方に変えていくということなのか、これは全く意味が私にはわかりませんが、もう一度具体的に説明してください。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 雄信の公民館、これは改築推進委員会という名前でございます。これにつきましては、現公民館がある中で、その公民館は今現在機能もございませんし、そしてその修繕とか改築は、相当傷みが激しいということからそこでは無理であろうと、もっと別な場所にとということが地元からの要望でございまして、そして先ほど申し上げましたように池の方が候補地等になったということでございます。

ですから、その場所にスペースが広ければ建て直しということにもなりませんが、スペースも非常に狭いということで、そういうような点でいって新しい場所にとということの御要望でもございました。

そして、今現在の雄信公民館につきましては、土地が男里区の所有物でございまして、現在男里区からお借りしてある土地でございます。そして、このあたり非常に危ないからということで、その取り壊しと同時に、その土地も返してほしいというような御意見もいただいておりますので、更地

にしてお返し申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

そして、先ほどの文言が非常にわかりにくいということですが、これは簡単に申し上げまして、削除という内容でございまして、雄信公民館を削除するものでございますが、こういう表現となっております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） これで3回目やからもうやめますけど、どうも論理明快、意味不明というふうな解釈しかできませんわ。だから、改築検討委員会、それはそちらで適当におつくりになられてるんですから、これが正しいとか悪いとか私は言いませんけども、この条例の趣旨からいって、その前後の経過について説明がありましたね。建てかえのための改築委員会を地元もつくってると、こういうことですが、今の御答弁では、どこか池を利用してそこに新しく公民館を建てると、こういう御答弁をいただいたんですが、これはまさに改築でなしに、改築という意味は、現状ある建物をどう変えていくか、改善していくかということが改築の意味でしょう。辞典を引いてみなきゃわからないですけども、私はそう思うんですよ。新築と改築とは全く別である。今の池の問題も、そこに何か建物があって、それを改築して雄信公民館にするというんやったら、それは理屈としては通りますけどもね。ここらあたりがどうかなと思うのと——まあそれはそれでよろしいわ。

いずれにしても、やっぱり地域の方々にとっては大変なことやと思うんですよ。だから、ある意味ではいつ、どういうふうなめどを立てて、地域の皆さんにこたえていくのかということの検討をやっぱり早急にせないかんじゃないですか、私はそう思いますよ。これは意見にかえておきますけども。

それと、2点目の87ページ、これちょっと読んでごらん下さいよ。湯川秀樹さんくらいやったらわかるやろうけども、我々のような低能ボーイにはちょっとわかりません。これはこういう書き方、表現をすると、樽井公民館と雄信公民館は、それぞれの番地を樽井公民館と樽井六丁目の何番

何番と書いてるわけですから、今後の雄信公民館の運営等については樽井公民館の方でやっていくというふうな理解もされますよ、これ。運用していくんだということなのか。これはちょっとわからんですよ、これ。どんな解釈するのか。

樽井公民館と雄信公民館とそれぞれ別個、別個に番地を書いているんですけども、そこに樽井公民館、ちょっとあきまして、同何丁目と書いてるでしょう。これは樽井公民館を条例を廃止するためにこう書いたとおっしゃってるけども、これは全く意味が違わんじゃないですか。だから、ある意味では雄信公民館の運営は、今後樽井公民館の方でやっていくというふうなものの判断をして書いたんじゃないかなと思うんですけど、これはいかがですか。もう一度答弁してください。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 内容的には雄信公民館を削除するという内容のものでございますが、ここにこのとおり「樽井公民館 同樽井六丁目 1 番 1 6 号」に改めるということで表現されておりますが、これが文章的な正確なあらわし方というふうに解釈させていただいております。内容的には、先ほど申しましたように削除の内容が入っております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 8 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

3 番（小山広明君） 議案第 8 号に賛成の立場で討論させていただきますが、質疑の中で老朽化して一日も早く取り壊しが必要だというのはよくわかりました。

しかし、議論の中で 20 年以上も公民館の使用

ができないという状況を放置してきたことは大変問題であります。この提案と同時に、やはりいつまでに雄信地域に公民館をつくるということを明確に表現してこそ、この議案の意味があるわけですが、残念ながら議論の中ではそのような答弁はありませんでした。

しかし、老朽化したものを壊さなければならないという物理的な要因から、議案そのものには反対はできないわけでありまして、そういうことを強く求め、つまり新しい公民館設置を明確に約束することを求めまして、賛成の討論にさせていただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 全会一致であります。よって議案第 8 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第 1 3、議案第 9 号 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第 9 号、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

89 ページをお願いいたします。提案理由でございますが、特定家庭用機器再商品化法が平成 13 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、販売店回収義務以外の廃家電 4 品目の行政回収が必要となることから、それに係る収集運搬手数料の制定を行うため、本条例を提案するものでございます。

家電製品のリサイクルの確保を行うことは、廃

棄物の減量化、資源の有効利用に大きく貢献するものでございます。このためリサイクルの体制整備、製造業者、小売業者を含む関係者の適切な役割分担、技術、将来展望などさまざまな観点から検討が行われ、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が制定されたところでございます。

91ページをお願いいたします。家電リサイクル法では、買いかえ等により不要になった家電4品目、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は、販売店が各品目ごとに決められているリサイクル料金と収集運搬料金を所有者に御負担いただいて回収することが基本となっております。販売店が回収しない廃家電につきましては、行政回収が必要となることから、本市条例におきまして新たにそれに係る収集運搬手数料を設けて、1品目1台につき収集運搬に係る経費を勘案いたしまして、3,000円の御負担をお願いするものでございます。

施行日につきましては、市民への周知期間を考慮し、7月1日施行といたしたく存じます。

また、今回の改正に合わせ、用語の定義を明確にするとともに、条例別表中に規定しております不燃物を処分地へ搬入するときの手数料につきまして、現在本市には不燃物置き場が存在しないため、この項の削除を行うものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———上山君。

10番（上山 忠君） 今回の条例制定ですけども、収集運搬手数料ということで、行政が収集運搬するやつについては一応3,000円と定めてあるわけなんですけども、販売店が回収する費用については、それぞれ個々の販売店が決めるってあるんですけども、それは今どの程度になってるんか。

それと、この行政が決めた3,000円という金額に横並びにしたときに、公正取引委員会は独禁法に抵触をするおそれがあるというふうなことが言われてるんですけども、その辺についてはいかがですか。

それと、この後、一般の販売店の回収は4月1日よりするが、ただし行政の回収については、周知期間を設けた中で7月1日から実施するとあるわけなんですけども、そしたらその行政に収集依頼されるやつについて、6月30日までに受け付けた分について無料になるのか、当然ながらも7月1日になったら有料になるのか、その辺のそこをどうされるのか。

それと、今販売店が収集する義務を負うということになってるわけなんですけども、しかし今はこの4品目についてはメーカーの表示はあるわけなんですけども、どこの販売店が販売したかという表示がないわけなんです。そしたら、そのときに今の耐用年数からいったときに、耐用年数を過ぎたときに買いかえをしたいという場合に、販売した商店が回収する義務があるということになるんですけども、その辺の表示の関係は今後どのようになっていくのか。

それと、本来この件についてはデポジット制が望ましいと言われてるんですけども、今回の制度は国の押しつけ制度だと私は理解してるわけなんですけども、その辺について今後どのような形でそういう方向性に持っていくのかと。

都合4点お願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員さんの質問でございますが、まず1点目の小売店等の収集運搬料金はどのようになっておるのかというお尋ねでございますが、きょうの時点では、各小売店ではまだその収集運搬料金を公表してる店を私は承知いたしてございませんので、まだ小売店につきましては若干おくれるのではなかろうかと、このように考えてございます。

それと、2点目のいわゆる収集運搬料金の独禁法の関係でございますが、これにつきましては我々自治体が制定する分につきましては問題はないと私も承知いたしてございます。ただ、量販店並びに小売店が共同でこの収集運搬料金の相談をし制定した場合は、若干問題があるのではなかろうかと、このように公取委員会が見解を示したところでございます。

それと、デポジット制の件でございますが、当

然我々といたしましてもデポジット制の制定が一番いいのではなからうかという判断をいたしてございまして、従来より市長会を通じまして国の方への要望は行ってきたわけですが、現時点ではこのような特定家庭用機器の再商品化法が制定されましたので、4月1日から実施し、今後もデポジット制の導入につきましても引き続き要望を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

それと、4月1日から法施行ということになってございまして、我が市では市民への周知期間を設けまして、7月1日ということになってございまして、小売店につきましては4月1日より同時施行ということになってございます。

それで、私どもとしましては、4月1日から6月30日までの間に電話等で予約された場合につきましては、再商品化の料金だけ、いわゆるシールを張っていただきまして、収集運搬経費につきましては従来どおり市の負担といたしましうか、市の方で処理をしていきたいと、このように考えてございまして、よろしくお願ひ申し上げます。
議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） この収集の費用については、当然ながら自治体は、泉南市は3,000円、阪南市も3,000円、岬町は2,500円というふうな取り決めをされた中でやっておられるわけなんですけども、先ほど申しましたように各販売店はそれぞれ独自で値段を決めなければならないという形の中で、今量販店等々は盛んにPRをしながら、引き取り料、運搬料は無料ですよという形の中で、かなりの売り上げ攻勢をかけてますわね。そういう中で、4月1日からそういう反動が来て、売れなくなるだろうという予想の中で今はいってるわけなんですけども、そうしてもやはり泉南市内のこういう一般の販売店に対しては、どのくらいの運搬収集費がかかるかということをやっぴり前もって店頭表示なり何なりしてもらふ必要があると思うんですけども、その辺のところの御指導はどうされてるんか。

それと、デポジット制についてはよいと思つてると、市長会を通じて今後やっていくという答弁がありましたけども、これはやはり強力にやって

もらわなければ、今は4つの品目ですけども、今後自転車、いろんなやつがこれに乗って来る可能性があるわけなんですわ。そうしたときに市民の負担というのはだんだんふえていくと思うんです。その辺のところ、この4つだけで歯どめをかけながら、この4つをデポジット制をどういうふうに導入していくかということ、やはり強くこれは要望してもらっていかんとあかんと思うわけなんです。

それと、この4月1日から販売店の販売するやつは有料ですよ、回収運搬の費用については個々の店で値段をつけてやってくださいと。しかし、泉南市、要は量販店の販売がわからんとこ、昔ほかの市町村におつて買ったやつが、今泉南市に転勤して移つてきてると。そこで買いかえをしようと思つても、買った店がわからんという場合は泉南市がある程度回収義務を負うわけなんですわね。そしたら、そのときに要は3カ月間の周知期間を設けて、7月1日から同じような土俵の上に乗つて、3,000円の収集料金をもってやっていくよということなんですけども、僕のさっきの問いは、そしたら収集依頼が多くて物理的に収集に行けないよと。そやから、要は6月の30日までに電話受け付けした分については、期日を越えても収集に行つて無料かどうかと、そういうとこをちょっと聞いてるんですけど、その辺よろしくお願ひします。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の再度の御質問でございまして、まず泉南市内の小売店への行政指導といたしましうか、収集運搬料金の制定についての依頼でございまして、これにつきましては、現在私ども行ってございませぬ。

といひますのは、小売店といたしましても、量販店がどの程度の制定をするのか、その辺、小売店と量販店の方で相手の制定待ちと申しませうか、現在どちらも見計らつていふのが現状でございまして、私ども小売店にどうこうというのが大変難しいという状況でございまして。

また、2点目のデポジットの件でございまして、議員御指摘のとおり、今後行政としての負担が増大する可能性がございまして、先ほど御答弁

申し上げましたとおり、国への要望については強力にしていきたいと思います、このように考えてございます。

それと、6月中旬ないし6月の末に電話予約した分につきましては、現実の問題といたしまして、私ども収集に伺うのが7月の中時分になろうかと思っておりますが、それにつきましては6月30日までの電話予約につきましては、収集運搬料金は無料とさせていただきます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） ちょっと1つだけ答弁が漏れとるんですけども、その4品目について製造者メーカーのシール、表示はあるけども、販売店の表示についてはどのように考えておられるのかという答弁がちょっと漏れておったと思うので、その辺のところをよろしく。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 販売店の表示のお尋ねもあったわけでございますが、これにつきましては、現在この法律上、販売店の表示をすとか、そういうことが決まっております。といいますのは、この制度によりまして、買いかえをする場合はどこの店でも扱おうと。それと、従来販売した店においても、要らなくなったものは引き取るということでございまして、市町村が取り扱う物件につきましては、以前購入した販売店が閉鎖しておるとか、またもう一方、遠いところから泉南市内へ引っ越してきて、その販売店に依頼できないというような特殊な場合に限り私どもが扱うこととなっておりますので、その販売店表示については現時点では決まっておらないというのが実情でございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——大森君。

4番（大森和夫君） 今、上山議員の方からも市長会の要望など出されましたけども、上山さんはこれは押しつけやということでおっしゃってましたけども、これがほんとに生活環境の保全とカリサイクルに役立つのかという点がほんとに心配な部分なんです。

まず、市民の負担という点で考えますと、無料だったものが、これは冷蔵庫でしたら7,000円程度になるだろうと。市が運びます場合でしたら3,000円と4,600円ですか、足されますから7,600円になるという、これだけで不法投棄がふえるんじゃないかということが今マスコミでも大問題になってますよね。

3月4日付の毎日新聞によりまして、家電リサイクル法来月施行に向けて、早くも見直しの意見噴出ということでニュースが出されてます。毎日新聞以外のニュースでも、テレビでも盛んにこの点は指摘しているところであります。

そういうこともありまして、まず市長にお聞きしたいんですけども、環境問題、特に市長は一生懸命取り上げるといって宣言されてるんですけども、こういう問題で不法投棄がふえるような問題、どのように対策をお考えなのか。特に今言いましたように無料だったものが7,000円にもふえてくるということで、こういう市民の負担に対する市長の御見解、それからそういう意味で低所得者に対する対策とか、それから運搬費用を安くするというような、小売店は盛んに、上山さんも指摘がありましたように、争って運搬料を安くするということをしてまうんですけども、市の方の運搬料は横並び3,000円ということで、これも非常な負担になってますので、安くできないのか、その点のまず市長の御見解をお聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の御質問のうち、まず1点目、不法投棄の増大はないのかという御質問があったわけでございますが、先日の一般質問でも私答弁申し上げましたが、この法律の制度全体を適切に機能させていくために、必要な情報提供や普及啓発活動を十分行い、市民の御理解を得るよう努めていけばそう増大するものではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

また、もう1点、3,000円の収集運搬料金につきまして、減免と申しませうか、そのような制度はどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては上位法によりまして、市町村みずからこのような制定をせよということになってご

ざいまして、現時点では阪南8市、近隣の状況も勘案し、私ども制定をいたしたわけですが、他の自治体においてもこのような事例がなかったものでございますが、現時点ではそこまで考えておらないというのが実情でございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回ののは、確かに国の法律で決められたという部分があります。先ほども上山議員からも御質問がございましたけども、デポジットの方がいいんじゃないかという意見も確かにありますし、我々市長会においてもそういう形の方が一番わかりやすいということでお願いをしてきたんですが、残念ながら法律として通ったということでございますので、それを受けてという形にならざるを得ないという部分がございますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っています。

それと、どこの御家庭も、それを全く今あるものを廃棄してしまうというものよりも、やはり買いかえの場合が非常に多いと思うんですね。ですから、新しい製品、あるいはもう少し大きな冷蔵庫とかいう形での買いかえというのが非常に多いというふうに思っております、その場合は量販店なり家電店がそれをまた引き取るということになるかというふうに思いますので、すべてにおいてそれが即そういう廃棄物につながるかということになりますと、それは今の時点ではわかりませんが、そう多くそういう形にはならないのではないかとこの予想は立てております。

ですから、先ほど部長が言いましたように、これから3カ月ありますので、できるだけ周知徹底を図って、この法制度の運用について市民の皆さんに十分御理解いただけるように、特に広報等を通じて、あるいはまた映像、ケーブルテレビ等の市の情報も通じてPRをしてまいりたいというふうに思っております。

ですから、これは定められた以上は、それを処理する、我々がもし市の方にいただければ、それを責任持って運んで処理するところまで持っていかなければいけないという義務を負うわけでございますから、一定の費用負担はやむを得ないとい

うふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） こういうリサイクルが特に進んでいる欧州諸国では、デポジット制といいますが、メーカーへの責任がきちりしてまして、製造者責任ですよ。こういうリサイクルに関してはメーカーがきちり責任を持つということになってますけども、今回の家電リサイクル法ではそういう役割を市民も負う、小売店も負うと、それからそれで賄えない部分は行政も負うということで、行政にも大変な負担がかかっていると思うんです。

不法投棄は少ないだろうと、そんなになんてはないかという御意見が部長からも市長からも出ましたけども、今でも新家の山の方で不法投棄が多いということで、私相談を受けたりして、白谷部長初め皆さんに市の方に走っていただくとか、りんくうタウンにも不法投棄が多いということの御相談を私受けたことがあります。

今現在でもこれだけ不法投棄があるし、それから景気が大変な中、それから泉南市の場合は、他市からの引っ越しされてる方もどんどん、いつも市長がおっしゃられてるように他市から引っ越しされてる方がたくさんおると。そういう意味でいいますと、新しい買いかえのときにはいいかもしれませんが、不法投棄の心配というのはやっぱり出てくると思うんです。

そういう意味で、もう一度質問させていただきますけども、低所得者への対策、これは今まで無料だったものが7,000円を超えるものになるということ、それから社会がこういう不況の中、必要ではないかと思うんですけども、その点の見解をもう一度お聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問でございますが、先ほど市長も御答弁申し上げましたが、私ども行政で扱う推計でございますが、全体の約16%ぐらいは行政が処理しなければならぬのでなからうかと、このように考えてございます。

それと、不法投棄の件でございますが、全国どこの自治体でも頭を悩ましておるといのが現状

でございますが、現時点では不法投棄については予測はつかないのが現状でございます。私、泉南市民の良識を信じておるのが現状でございます。

それと、低所得者等への減免の件でございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、本市独自でするのは大変難しいなと現在考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 3回目なので意見にかえさせていただきますけれども、市民のモラル、もちろん期待もしますけれども、現在の不法投棄の状況、それから今の経済難の状況、それから庶民の生活の大変さを考えますと、低所得者に対するそういう対策が必要だと。それから、どうしても小売店などで引き取ってもらえない、それから買いかえできないような人のためには、運搬費用が3,000円は高過ぎます。これ、冷蔵庫の件を出しましたけども、7,600円にもなるものをなかなかやっぱり今の不況の中、特に生活が大変な方は出せるような状況ではありませんので、低所得者への対策、それから収集運搬費用を抑えることが必要だということを意見にかえさせていただいて、質問を終わります。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、何点が質問させていただきます。

まず、質問に入る前に理事者に申し上げたいというふうに思います。既に広報の方では、1月広報からこのリサイクル法に関する情報を提供いたしております。しかし、残念ながら市議会に対しては、さきの議会が始まる前の常任委員会、協議会でしか資料提供を行ってこない、これは一体どういうことなのか。

この種の法律改正の問題でありますから、当然早期にわかった時点で市民に提供される、このことはもちろんいいわけなんです。議会に対しても当然同じような取り扱いでしていただかなければ困ると、まずもってそのことを申し上げたいというふうに思います。なぜそういうふうになるのか、後でお答えいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、当然ながら市民の皆さん方に広報を通じて出しているわけですから、職員みずからそのリサイクル法についてどうなのか、どういうふうになるのかということは当然のように周知をされていなかったら質問に答えられないでしょう。私は、行政の方から何の説明もないから職員の皆さんにお聞きをしましたけれども、わからへんねんと、まだわしらわからへんねんという答えが返ってきます。これでは広報のなすべき仕事もなしていないと、そのように思います。まずもってそれを言っときたいと思います。

それで、具体的に質問に入らせていただきますが、1つは今回市が、行政が行う収集運搬料3,000円、これは資料でいただいていますように他市とほぼ横並び——違うところもありますけどね。これは当然横並び、みんなで渡れば怖くない方式でまたこれもやったんだろうというふうに思いますが、根拠ですね。この3,000円の根拠をやはり明確にしなければいけないというふうに思っています。

それで、今までの受けた説明の範囲の中でお聞きしてますと家庭、例えば私の家へ来るのは市の職員が来られ、それを市の職員がまたどこか1カ所へ持って行って、岸和田なり大津の方へ持っていかれる、その費用だろうというふうに思うんですが、これすべて市の職員がやられるのかですね。それとも、業者を含めた形で出されるのか。それを業者に出されるのでしたらそれなりの費用計算、何トン車で行かれるとか、いろんな計算があって初めてそういう3,000円という数字が出てくるというふうに思っていますので、それをお示しをいただきたい。

それと、3,000円に伴う消費税の問題ですね、これもどうなるのか、お示しをいただきたい。

それと、大森議員ともダブりますが、当然相当な費用負担——一般の生ごみなんかと違って買いかえがほとんどですから、そうたくさん出るものではないというふうには理解しておりますが、どうしても電化製品というのは不思議なもので、つぶれると、周期みたいなものがあって、あれもこれも悪くなる、テレビも悪くなるし、冷蔵庫も悪くなると、そんなことが間々あるわけなんで、そう

なるとやっぱり負担も大きくなる。そういった意味では、低所得者に対する一定の方策を考えとかないかんのではないのかなというふうに思います。

それと、次にリサイクル業者なり再生資源業者ですね、その関係はこの法を改正するときどういうふうな議論をされたのか。行政とのかかわり合いもありますから、そのあたりとの協議事項はどういうふうになったのか、その辺もお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、協議会の中でも話しさせていただいて、きちっとしたお答えをいただいてないので再度申し上げますが、資料をいただいている電機グループ、Aグループ、Bグループとありますが、それに属さないグループ社の製品ですね。その取り扱いはどうなるのか。これはきちっと明確にさせていただいて、そのあたりについての広報もしていただかないと市民はわからないわけですから、そこもきちっとしていただきたいというふうに思います。

それと、上山議員と若干違うんですけど、私の方は3月末までに、今現在受け付けた家電製品、特にこの4品目製品が一定数集まりますね。当然4月にずれ込む分も無料で、収集運搬料も必要なく無料で集めてこられると思います。私が言いたいのはその集めた物ですね。当然今の段階では清掃事務組合の方にストックされて、今は処理されてます。でも、4月1日から法律が変わるわけですから、本来からいいますと集めた製品、商品は4月1日から適正にリサイクルに回さないかん。ということになりますと、ストックされた製品すべてリサイクルに回りますから、行政負担というふうになりますよね。そのあたりそういう取り扱いをされるのか、それはそれだとして、もう今までどおり破砕機にかけてつぶしてしまうのか、そのあたりどういうふうなお考えをお持ちなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、他市の方でやられてます許可業者が行う収集運搬をされる場合がありますよね。それとコストの比較であるとか、泉南市は行政が行うわけですが、行政が行うときのサービスの差異はどうか、それはどのように検討されて、市がするということになったのかですね。その検討結果をお示しをいただきたい。

それと、不法投棄の関係でありますけれども、答弁の中で必要な情報提供ですか、情報提供を行って周知徹底なり啓発を行えばそうふえないというふうにおっしゃられてるんですけども、ちょっと私の感覚とまた異にするんですけどね。必要な情報提供とは一体何を指すものなのか、本当にそのことで不法投棄というのが減るのかどうかですね。従前から廃掃法の関係で罰則規定も兼ね備えた法律がありますよね。それでもほんとに減ってるのかどうかですね。それはどうなのか。

具体的に資料から申し上げますと、平成10年では4品目の不法投棄、行政が回収した台数は63台あるんです。平成11年ではそれが49台なんです。これはあくまで行政が回収をされた台数であって、町の中で、山の中に眠っている台数を含めるとそんな数ではないというふうに思いますし、そのあたり本当にどういうふうに考えてるんか、お示しをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の御質問でございますが、たくさんの御質問がありましたので、前後または答弁できない部分については、再度お願いしたいと思います。

まず、第1点目でございますが、この条例改正につきまして本市の厚生消防協議会の方にまず諮るべきではなかったかというお尋ねでございますが、私ども所管といたしましては、当然所管の協議会に説明申し上げる予定であったわけですが、何分この法律の詳細につきまして、国並びに近隣各市町の情報の収集に手間取りまして、日程がうまく調整できなかったというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

2点目の収集職員への指導の件でございますが、条例制定後につきましては、清掃課職員への指導を徹底してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、私どもの収集運搬料金の3,000円についての根拠でございますが、まず収集業務につきましては、従来どおり本市の職員で、いわゆる直営で収集を行いたいと、このように考えてございます。収集した後の運搬につきましては、

一般の運送業者に委託をしたいと、契約したいと、このように考えてございます。

それで、根拠につきましては、まず収集費といましては、私ども人件費並びに車両の経費を含めまして、1台当たり2,244円程度かかると試算いたしてございます。それと、運搬費でございますが、仮に10トントラックで1回運ぶという試算をしますと、1台当たり1,050円、合計いたしますと3,294円必要となる試算が出ておりますが、私ども近隣の状況並びに3,294円の試算が出ておりますので、3,000円と制定させていただいたところでございます。

それと、解体業者等の件でございますが、実はこの法律では解体業者でもこのような処置はできるわけでございますが、何分リサイクル率がエアコンで60%、テレビで55%、冷蔵庫並びに洗濯機が50%と義務づけをされてございますので、この辺の一般の解体業者では、これを履行するのは大変難しいのではなかろうかと、このように考えてございます。

ただ、その解体業者との協議等どのように行ったのかということでございますが、国においてどのようにされたかということまで私ども承知いたしてございませんので、よろしくお願い申し上げます。

それと、大阪府の指定引き取り場所につきましては、Aグループ、Bグループと定められておりますが、このグループに属さん企業につきましても、同じ手法で資源化しなければならないことになっておりまして、それらのメーカーにつきましては、どちらかのグループをお願いをするしか方法はなかろうかなと、このように考えてございます。

それと、本年3月まで市が扱った分についてはどのように対処するのかというお尋ねでございますが、当然我々従来より行っております電話予約で収集してあるわけございまして、例えば3月末に電話予約しますと、4月の末に実際収集せねばならないというような商品もあろうかと思っておりますが、この法律では9月末までは従来どおりの処理をしてもよいと、このように明記されてございますので、私ども3月末までの分につきましては

従来どおりの処理で、いわゆる清掃事務組合で破碎した後、処理していきたいと、このように考えてございます。

次に、許可業者と直営との関係でございますが、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町につきましては許可業者が回収するという事になってございまして、それ以外の近隣ではほとんどが直営という手法をとってございまして、これらにつきましては私ども特に検討ということは行っておりません。ただ、特に重要視いたしましたのは、ほんとの意味の近隣市町村と同じような手法とするのが一番ベターではなかろうかという判断でございます。

次に、不法投棄の件でございますが、議員御指摘のとおり、我が市の不法投棄につきましては、平成9年には4品目59台、10年63台、11年49台と、このようになってございまして、この不法投棄の回収量といたしましては、いわゆる悪質な不法投棄はこのうちの一部でございまして、ほとんど粗大ごみの集積場所に間違えて置いたと言うたら語弊があるかもわかりませんが、そのような物件が大多数でございまして、これらにつきましてはシール等を張って注意を促していくというような手法をとってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） たくさん質問しましたのであれなんです、1つの議会に対する情報提供ですね。情報収集に手間取ったとおっしゃってますけど、私はさきに申し上げましたように、1月から行政側は広報として出してるわけでしょう。1月からですね。手間取ってるんでしたら、今の現時点でも情報はちゃんと入ってませんよ。手間取ってますやんか。販売店の収集単価は情報が入ってないでしょう。手間取ったままです。きちっと1月に出すんでしたら、出さなだめでしょう。

それと、職員の徹底で条例が可決したらやりますわとおっしゃってますけど、日々職員は市民の皆さんの生活の場へ行っておみを集めてるんですよ。その中でいろんな話が出るでしょう。そんな中で聞かれたときに、ちゃんと答えをすると、

答えてあげるのが市の職員の仕事の1つなんですよ。ごみ収集するだけが仕事じゃないんですよ。何を言ってるんですか、あなた。その辺は何で直営してるかということの意義もわかってもらわんとだめですよ。

それと、収集単価ですね。この人件費というのは、職員の人件費なんですよ。そうですね。この人件費、車両費、当然市の職員と車の費用をどければ、これはあくまで市の職員が家庭から市の清掃庁舎やったら清掃庁舎まで持っていく費用なんですよ。それを除けば、運搬の費用としたら1,050円ですよ。工場から岸和田なり大津なりに持っていく費用は1,050円ですよ。そうになると、考え方によれば行政が行う収集単価についても、もっと安価にできるのではないのかなと、私はそう思いますよ。3,000円というふうに他市へ横並びという安易な方法をとる必要はないのではないのかなと。

それであるならば、最後に質問しましたように許可業者に運搬させることによって、下げられる方法も検討された場合、とれたのではないのかなと。そのための比較検討というのはやはりせなあかんでしょう。効率よい行政運営ということはこの間ずっと言われてきてるわけですし、行革大綱の中でもあなた方がみずから出してきてるんでしょう。だったら個別の案件の中でそのことを示さなだめでしょう。きちっと検討してすべきですよ。そのことを強く申し上げたいと思います。

それと、消費税の関係、減免の関係に言及されておられませんので、改めてお願いいたします。

それと、再生資源リサイクル業者との関係ですよ。部長はいとも簡単に解体業者、解体業者とおっしゃられてますけども、全然意味が違うと思いますよ。解体業者と再生資源リサイクル業者という意味が違うと思います。清掃行政を預かっている担当部長が、いとも簡単に解体業者で片づけられるということについては、私は今日まで再生資源、リサイクル業を営んでいる業者の皆さんに大変失礼と思いますよ。

だってそうでしょう。清掃工場の中でもそういった資源業者が行政の仕事の一端を担ってるんでしょう。それを単に解体業者というふうな呼び方

で片づけられるというのは失礼ですよ。これから表現については気をつけていただきたいなというふうに思います。

それで、上の方は、国の方はどうだったかわからないということでもありますけれども、現実問題としては、その泉南市で営まれている方も電器屋さんを通じてそういった家電、この4品目以外にもそういった回収をされて営みをされてるんですよ。それがこういう法律改正によってすべて業者を通らずして一定のメーカーの処理のところへ行ってしまうということになれば、死活問題ですよ。そのことはきちっと、市内の中でもそういった営みの方がいてるわけですから、それは市として考えていかなだめでしょう。そのことを指摘してるんですよ。検討を一切してなかったらしてないと。それはそれでいいですから、してなかったら今後どうするのか、そのこともきちっと明確にしていきたいなというふうに思います。

それと、さきの協議会でも言いましたように、Aグループ、Bグループに入らない外国製品についてきちっとしていただきたいと。同じ答えですよ、協議会から今の答え。例えば、どここのメーカーはAグループへ行くんや、どここのメーカーについてはBグループに行くんやと、ちゃんとせなだめでしょう。4月1日からなんでしょう。明確にしてくださいよ。今の時点で明確にできなかった市民にどんなPRするんですか。作業というのはもっときちっと早くしなくてはいけないのと違いますか。

それと、4月にずれ込む、3月末までに受け付けた電話の件でありますけれども、それは9月まで従来どおりの処理ができるというふうになってるから破碎するんですな。それで、市民には4月1日からお金を出してもらってするんですな。矛盾感じませんか。役所が集めた分は9月まで今までどおり破碎するんでしょう、工場。工場で破碎するんでしょう。再生しませんよね。それは9月までできるから、集めた分はするとおっしゃってるんでしょう。それで、市民については4月から最大については7,600円を支払っていただいで正規な処理をしていただくんでしょう。矛盾感じませんか。

それと、不法投棄の問題ですが、必要な情報提供というのはどういうものであるかということもおっしゃられてませんし、さっき私が言うた資料の後追いをされたような説明ですけど、もうその数字は私が説明してますからそれはいいんで、既にもう従来からある廃掃法の関係で罰金、懲役刑を含めた処罰があるんですよ。その法律があるんですよ。それを十分に活用も現在ある中でもしなくて、今後ふえるだろうと予想される分についてどうしていくんだと。今あることもしなくて今後どうなるんだと。そのPRするだけで減るんですか。ふえないんですか。私にはとてもそう思えないんですけどね。改めてもう一度見解を聞きたいと思うんです。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の御質問でございますが、まず3月号の広報に載った分につきましては、私どもつかめる情報がすべてでございます、何分協議会に説明するとなりますと、すべての情報をつかむ必要があると。議員さんの質問に対して、知らない、知らないでは協議になりませんので、その方を先ほど御説明したところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、職員への指導につきましては、議員御指摘のとおり収集職員につきましても、まちで一般市民に聞かれた場合の説明も十分できるよう指導していきたい、このように考えてございます。

それと、3,000円の設定でございますが、運搬費のみ見ますと1,050円と低く制定することもできるのではないかと御質問もあったわけですが、先ほど議員より御指摘ございましたように、横並びにせざるを得ない理由としましては、とにかく近隣の市町村より私ども安く制定いたしますと、他の自治体の方の収集も依頼が泉南市民の名を使って来ることも考えられますので、その辺は避けたいという見解でございます。

それと、先ほど私、解体業者と申しましたが、これにつきまして一般的な表現をさせていただきましたが、再生資源業者につきましては本市でもございます。これらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、このような商品を扱うこと

ができるわけでございますが、何分このリサイクル率につきましては義務づけられておりまして、一般の再生資源業者ではそれだけの義務を果たすことが大変困難ではなからうかと、このように考えておるところでございます。

それと、A、Bに属さない業者、私ども現在情報として入っておりますのは、外国製品等につきましてはBグループに属するという事になってございますので、これらにつきましても広報等を通じてPRを徹底していきたいと考えてございます。

また、それと3月末までに本市が収集して従来どおり破砕する件でございますが、何分法律につきましては4月1日以降ということになってございますので、これにつきましては私ども電話受け付けして、実務が4月になるという予測でございますが、再資源化料金につきましては上位法の関連からお支払いしていただく、シールを買って張っていただく以外、処理のしようがないというのが実情です。

ただ、提案理由でも御説明申し上げましたように、収集運搬につきましては、6月末までは私ども従来どおり市の方で負担をしていきたいと、このように考えております。

また、不法投棄の件でございますが、この条例制定によりましてふえるかどうかというのは、各市とも予測のつかない状態でございます、私ども最大のPRを行い、市民に御理解を得るとというのが一番の方法ではなからうかと、このように考えてございまして、現実の問題どの程度ふえるか、今までどおりで推移するのを見きわめた上で今後の対応を練ってきたいと、このように考えてございますので、よろしく御願申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） もう3回目、最後にします。

今、部長が答弁をしていただきましたとおりで、市長の考えもそれによろしいですか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 議会への御説明がおくれたということは、情報の収集という問題はあったにせよ、わかった時点でとりあえずわかってる範囲

の資料を提供するなり何なりすべきであったというふうに思っておりますので、御指摘については謙虚に反省をいたしたいというふうに思っております。

それから、職員の指導という部分もございましたけれども、これはやはりおっしゃるように事前に職員の皆さんに法律が4月1日から変わりますよと、細かい点はまだあれとして、わかっている範囲でやっぱり説明なりすべきであるというふうに思っておりますので、私の方からもまた注意をしたいというふうに思っております。

それから、料金の問題もあつたんですが、積み上げというのなかなか難しい部分があるんですけれども、一応積み上げた中で3,000円強というのを3,000円という形にさしていただきましたので、この点については他市と一緒にないかという議論もありますけれども、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、低所得者対策ということでございますけれども、これら4品目というのは御承知のように耐久消費財でございますから、家庭によっても違うんでしょうが、大体3年から10年ぐらい使われるということですから、そう頻繁に買いかえというのもないんじゃないかなというふうに思っております。新たな負担ということになるのは確かでございますけれども、これについては一定御負担をお願いをしたいというふうに考えております。

この法律そのものに決して満足しているものではございませんけれども、法律でございますから、これはもう決められておりますので、それにのっかってやらざるを得ないと。改善すべき点が今後いろいろ出てくると思っておりますので、それはその都度また我々市長会なり町村会もでございますけれども、実態として問題提起をしていきたいというふうに思っております。

それから、3月末までは廃棄処分ということで、4月からそれを持っていくということなんですが、これは一定法律の施行日が決められている関係上、いずれの時点においてもどうしてもやむを得ない部分があるかというふうに思いますが、この条例の施行は7月でございますが、3月中に電話予約いただいた分は自分ところで処理せざるを得な

いというふうに思っておりますが、4月1日以降、収集費は6月末までは無料ということでございませぬけれども、それは所定のところへ運搬するというにいたしております。

その他幾つかいただきましたけれども、準備不足の点も確かであろうかというふうに思いますが、これから7月までの間に十分それらについてフォローして、また市民の皆さんへの情報提供なり、あるいは広報に努めて、我々としてできる限りの万全を期して運営をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） ただいま議案第9号に対する質疑の途中であり、本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時50分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美